

八百津町小中学校統合基本構想

令和8年3月

目 次

第1章	構想策定について	1
1	構想策定の趣旨と背景	1
2	これまでの検討経緯	1
3	構想の位置づけ（上位関連計画）	2
第2章	小中学校の現状と課題	3
1	町の人口・世帯	3
	（1）人口・世帯の動向	3
	（2）15歳未満人口の動向	4
2	児童生徒数	5
	（1）小学校の児童数	5
	（2）中学校の生徒数	5
3	学校施設を取り巻く状況	6
	（1）既存学校の位置	6
	（2）学級規模の状況	7
	（3）学校の老朽化状況	10
	（4）学校施設の管理費	11
4	小中学校の現状からの課題	12
第3章	学校再編の基本的な考え方	13
1	新しい学校に求められる条件	13
2	「八百津町学校施設長寿命化計画」における方針	15
第4章	具体的な学校再編案の検討	16
1	学校形態の整理	16
	（1）学校種別	16
	（2）小中一貫教育の考え方	16
	（3）八百津町における学校の在り方の検討	17
2	新たな学校の整備場所	20
	（1）学校の立地場所を取り巻く状況	20
	（2）整備場所の選定の考え方	24
	（3）整備候補地の比較	25

3	校舎整備の方針（学校施設の複合化）	26
	（1）学校施設の複合化に関する現状	26
	（2）学校施設の役割と複合化により期待できる効果と留意点	27
	（3）複合化施設の類型と特徴を踏まえた比較	28
	（4）八百津町での複合化の可能性	30
4	既設校舎の活用検討	32
	（1）廃校活用事例（総括）	32
	（2）想定される活用ケース	33
第5章	今後の課題	34
資料編		36
1	住民アンケート調査	36
	（1）保護者説明会でのアンケート調査	36
	（2）住民説明会でのアンケート調査	37
2	学校別施設管理費	38
3	構想策定経緯	40
	（1）八百津町小中学校の今後の在り方検討委員会 開催状況	40
	（2）八百津町小中学校統合に向けた専門家会議 開催状況	40

第 1 章 構想策定について

1 構想策定の趣旨と背景

全国の小中学校児童生徒数は、昭和 57（1982）年度に第二次ベビーブームによるピークを迎えましたが、その後減少傾向にあります。

八百津町（以下、「本町」という。）においても同様に、小学校の児童数は令和 5（2023）年をピークに減少し、令和 9（2027）年度に小学校に入学する児童数は合計で 34 名の想定となっています。

また、時代の変化は加速化し、その未来は「予測が困難」と言われて、町内の子どもたちは、いずれ変化の激しい社会に巣立つこととなります。子どもたちを取り巻く地域、家庭といった大人たちは、この社会において、子どもたちが未来を切り開くだけの力を育むことを念頭に置かなければなりません。

町内の小中学校は、子どもたちの未来を育む施設ですが、学校施設は老朽化が進んでおり、教育環境の課題を踏まえながら、方向性を定める時期に来ています。

本町では、こうした状況を受け、令和 3（2021）年 3 月に学校施設の計画的な維持管理を実施していくための基本的な指針となる「八百津町学校施設長寿命化計画」を定め、学校施設の規模・配置計画等の方針を示しました。また、八百津町議会では、令和 3（2021）年 3 月議会において、「八百津町小中学校の在り方検討委員会条例」を制定し、町民や外部有識者主体のメンバーによる検討委員会では学校施設の見直し及び子どもたちのより良い教育環境についての協議が実施されました。

本構想は、こうした背景から、未来を生き抜く子どもたちの新たな教育環境を整備するために、小中学校統合に関する基本的な方針を定めるものです。

2 これまでの検討経緯

本構想は、「八百津町学校施設長寿命化計画」（令和 3（2021）年 3 月）に基づいた学校施設の見直し及び子どもたちのより良い教育環境について、「八百津町小中学校の今後の在り方検討委員会」及び「八百津町小中学校統合に向けた専門家会議」における協議結果を踏まえて策定しました。

令和 3（2021）年 3 月 八百津町学校施設長寿命化計画

[学校施設の規模・配置計画等の方針]

八百津町公共施設再編計画に沿って、学校施設の再編を推進する。大規模改修や建替えなどのタイミングで統廃合を進め、**最終的には 2 施設（13,100 m²）にすることを目標**に再編を進める。

令和3（2021）年度 「八百津町小中学校の今後の在り方検討委員会」における協議

[諮問]

八百津町学校施設長寿命化計画に基づく学校施設の見直し及び子どもたちのより良い教育環境について

[答申]

変化が激しく予測困難な時代を生き抜いていく子どもたちへの適正な教育環境を整備していくにあたっては、ある程度の学校規模において教育活動を行っていくことが必要。

●学校の統合について

- ・「将来的に1小学校1中学校への統合」目指して検討する
- ・統合の過程においては、段階的な統合を行うなど、状況を鑑みた対応をする。

●具体的な方策

- ・魅力ある教育環境の整備を検討すること。（木造校舎、自然に囲まれた環境、ICTの積極的な活用、地域との深いつながり、ジェンダーフリー、小中一貫校など）
- ・スクールバス等通学方法の整備を行うこと。
- ・廃校となった学校の活用方法を地域活性化の観点からも検討すること。
- ・統合後も児童生徒が地域の行事に参加するなど地域とのつながりを深めること。
- ・幅広く意見を求めること。

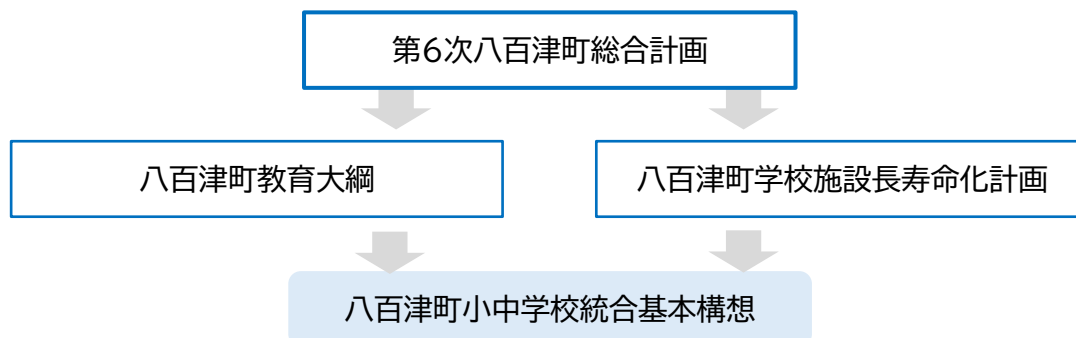
令和5（2023）年度 八百津町小中学校統合に向けた専門家会議

●新しい学校に求められる条件

- ・児童生徒数の適正規模化
- ・児童生徒の多様な特性や情緒面の効果を配慮した整備
- ・安心・安全の保障
- ・通学等の利便性確保
- ・将来的な小中一貫教育への見通し
- ・行財政の効率化

3 構想の位置づけ(上位関連計画)

本構想は、上位計画である「第6次八百津町総合計画」を踏まえるとともに、「八百津町教育大綱」において示されている、本町の小中学校教育の方針と重点等を踏まえたものとし、また、「八百津町学校施設長寿命化計画」において示されている学校施設の規模・配置計画等の方針に基づき策定します。



第 2 章 小中学校の現状と課題

1 町の人口・世帯

(1)人口・世帯の動向

①人口及び世帯の推移

本町の総人口は、平成 2（1990）年から減少が続いています。また、世帯数も平成 22（2010）年に減少に転じて以降、減少が続いています。

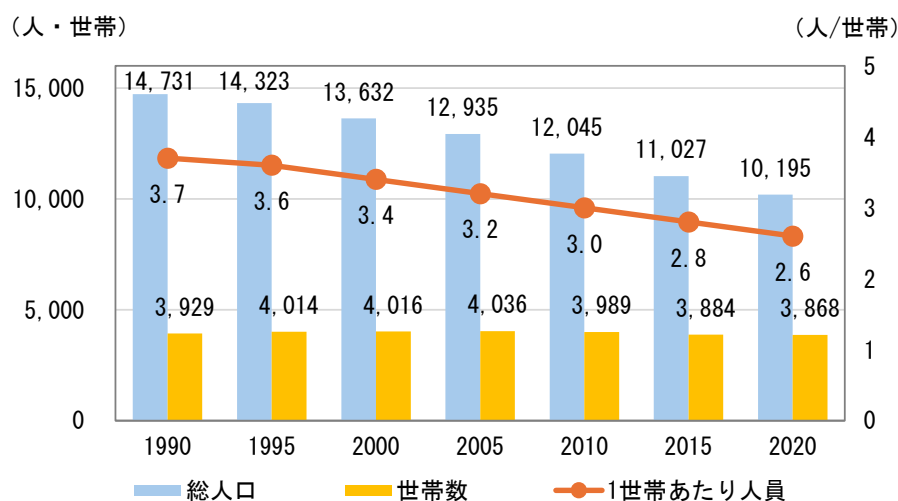


図 総人口と世帯数、1世帯あたり人員の推移

出典：国勢調査

年齢 3 区分別の人口構成では、老年人口の割合が上昇している一方で、年少人口の割合は低下しており、少子高齢化が進行しています。

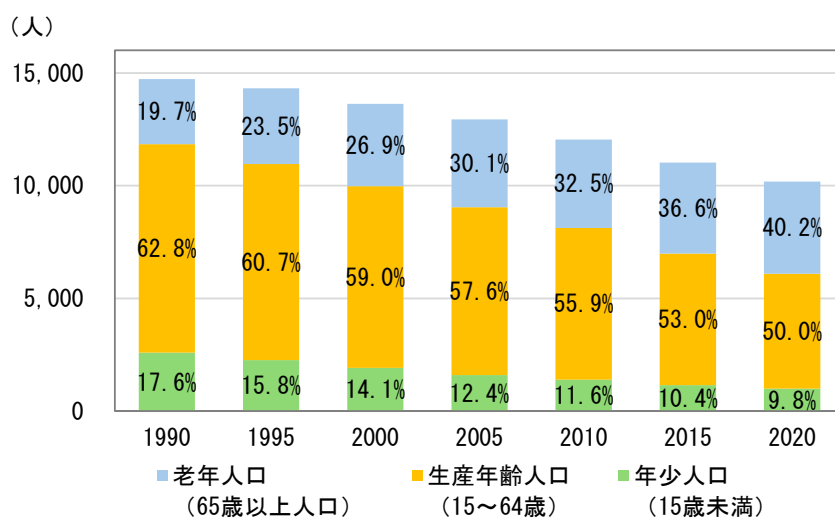


図 年齢 3 区分の構成比（推移）

出典：国勢調査

②出生数の推移

出生数は全体に減少傾向にあり、特に平成 29（2017）年以降はその傾向が顕著となっています。

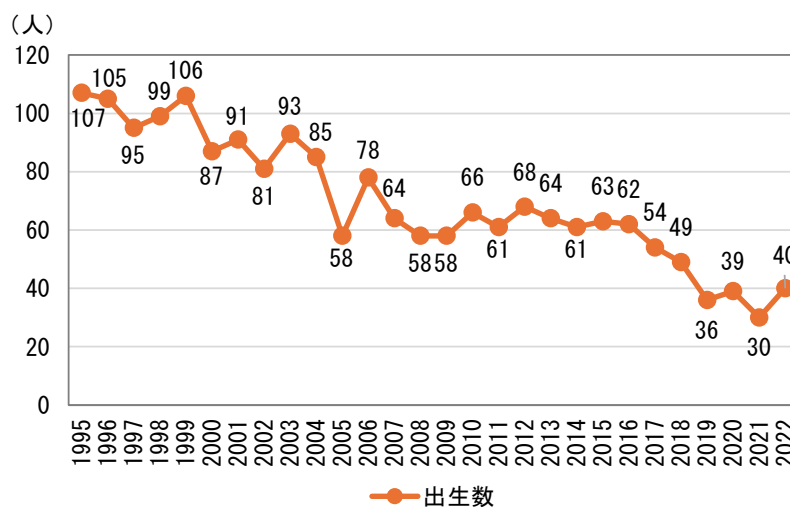


図 出生数の推移

出典：人口動態調査

(2)15 歳未満人口の動向

15 歳未満の人口も総人口と同様に減少傾向にあり、この傾向は今後も続くことが想定されます。

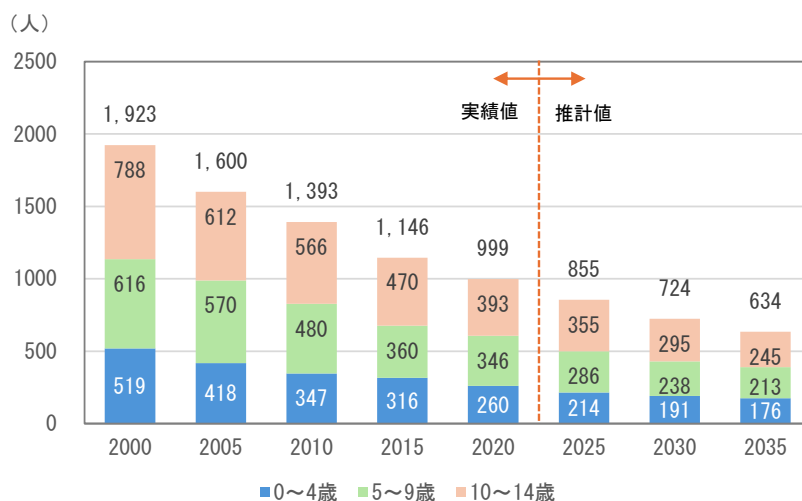


図 15 歳未満の人口推移と将来推計

出典：国勢調査（実績値）、
国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 令和 5（2023）年推計（推計値）

2 児童生徒数

(1) 小学校の児童数

令和7（2025）年時点の推計によると、小学校の児童数は減少が続くことが想定されています。特に久田見小学校は、複式学級となる人数に落ち込んでいます。

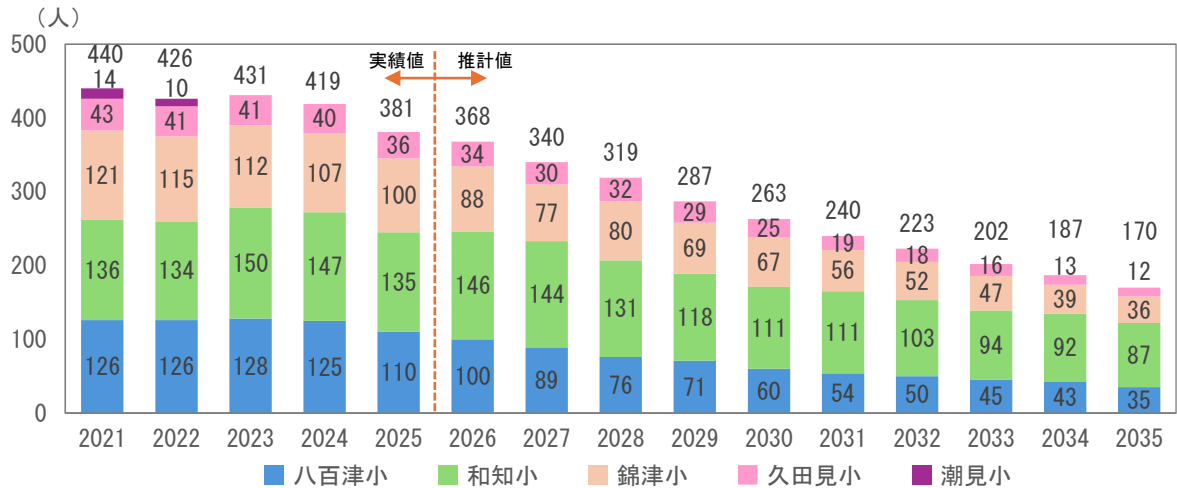


図 町内小学校の児童数推移（令和7（2025）年5月1日現在）

出典：八百津町資料

(2) 中学校の生徒数

中学校の生徒数は、2校の間で変動はなく、全体に横ばいに推移していますが、小学校の児童数の減少を受けて、今後は生徒数も減少することが想定されます。

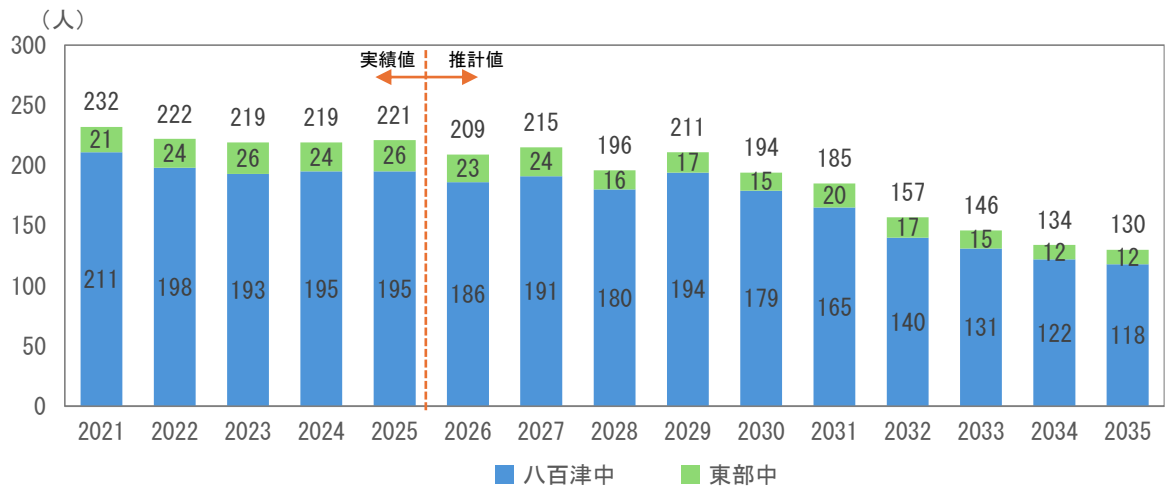


図 町内中学校の生徒数推移（令和7（2025）年5月1日現在）

出典：八百津町資料

3 学校施設を取り巻く状況

(1) 既存学校の位置

現状の学校位置図と学校区の範囲を以下に示します。

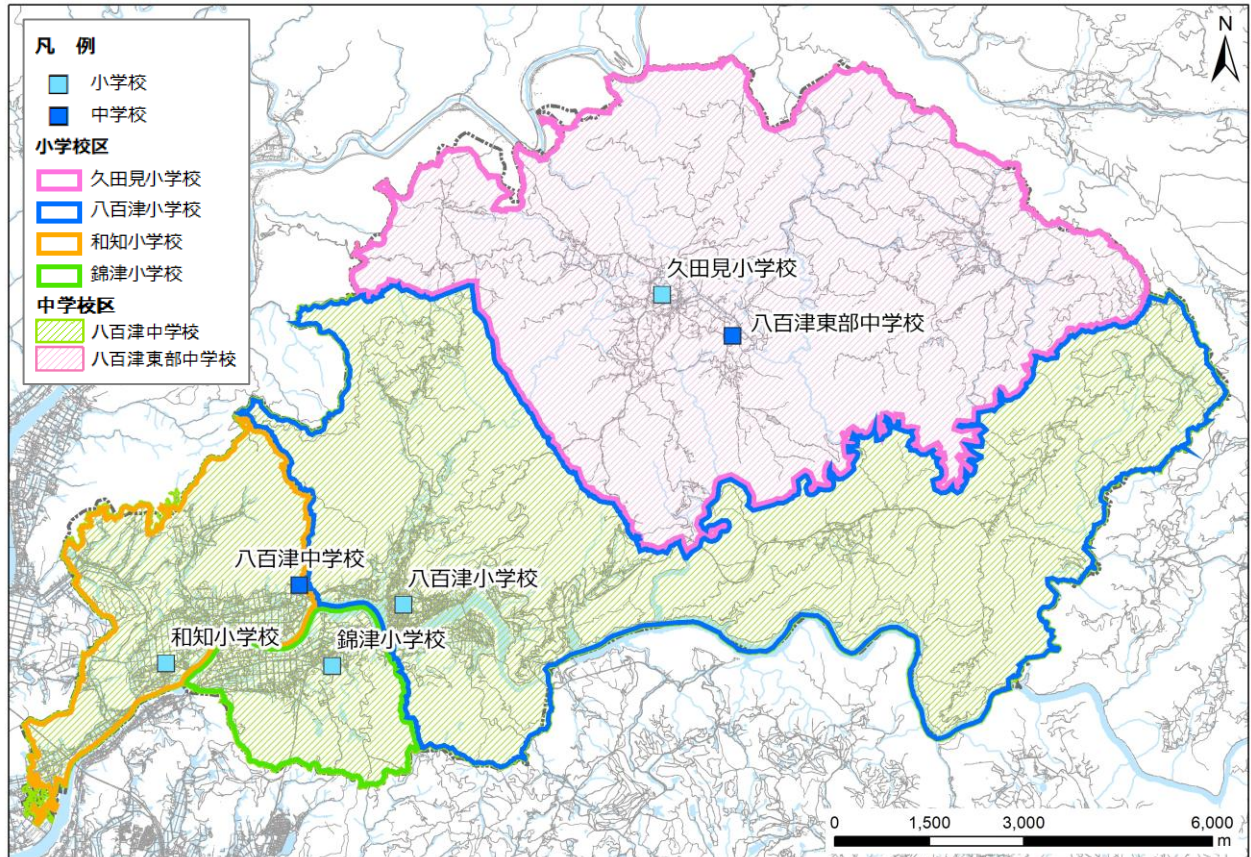


図 既存学校の位置図

(2)学級規模の状況

①学校別の学級数

小中学校の学級数は、「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）」により、以下のように定められています。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

*中学校は、学校教育法施行規則第七十九条において第四十一条を準用（中学校も小学校と同様）

本町の学校は、子どもの減少に伴い、学級数が減少する小規模化が進んでおり、令和7（2025）年度現在では、すべての学校で10学級以下となっています。

表 児童生徒数と学級数の状況（令和7（2025）年度）

	学級数		
	通常	特別支援	小計
八百津小	6	3	9
和知小	6	3	9
錦津小	6	2	8
久田見小	4	-	4
小学校計	22	8	30
八百津中	6	4	10
八百津東部中	3	0	3
中学校計	9	4	13

出典：八百津町資料

学校の小規模化の利点と課題は以下のとおりです。

メリット

【教育・学習活動の観点】

- ・一人一人の学習内容の定着状況を把握でき、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ・様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。

【環境の観点】

- ・学校施設や教材・教具などが余裕をもって使える。
- ・異年齢の学習活動や体験的な学習、郊外学習などに柔軟に取り組みやすい。
- ・地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- ・保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

デメリット

【教育・学習活動の観点】

- ・クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ・集団学習や活動、行事の実施に制約が生じる。
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ・加配なしには、多様な指導形態がとりにくい。
- ・一定の子どもの考えや行動に学級全体が影響を受けやすい。
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。

【環境の観点】

- ・クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ・男女比の偏りが生じやすい。*
- ・学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ・教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

※学校や学年により、片方の性別が1名となる現状がある。

②学級の編成

公立小学校の学級編成は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）」により、**児童生徒数の数が著しく少ない場合は複式学級の編成が認められています。**

また同法律では、「2の学年の児童で編成する学級（複式学級）の1学級の児童又は生徒の数は16人（第一学年の児童を含む学級にあつては8人）」を標準としながら、都道府県の教育委員会が定めるとされています。

これを踏まえ岐阜県では、複式学級の編成の基準を以下のように設けています。

岐阜県の学級編成基準

1年生を含む2の学年	8人
それ以外の2の学年	15人
特別支援学級	8人

本町の各学校の児童生徒数は以下のとおりとなっています。久田見小学校は現状でも2年・3年、4年5年で複式学級が構成されています。町内の出生数をみると、今後は久田見小学校以外でも複式学級となる可能性が予測されます。

表 児童生徒数と学級数の状況（令和7（2025）年度）

		児童生徒数							学級数
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	
八百津小	通常	11	18	15	15	21	19	99	6
	特支	1	1	3	5	0	1	11	3
	小計	12	19	18	20	21	20	110	9
和知小	通常	16	19	29	26	25	10	125	6
	特支	0	3	2	3	0	2	10	3
	小計	16	22	31	29	25	12	135	9
錦津小	通常	17	10	18	10	19	21	95	6
	特支	0	1	1	0	2	1	5	2
	小計	17	11	19	10	21	22	100	8
久田見小		8	6	6	3	8	5	36	4
小学校計		53	58	74	62	75	59	381	30
八百津中	通常	64	56	58				178	6
	特支	6	6	5				17	4
	小計	70	62	63				195	10
八百津 東部中	通常	11	7	8				26	3
	特支	0	0	0				0	0
	小計	11	7	8				26	3
中学校計		81	69	71				221	13

出典：八百津町資料

* は複式学級編成基準に該当

(3)学校の老朽化状況

本町の小中学校の施設の築年数をみると、以下に挙げた 20 施設のうち、8 割は築年数が 30 年を経過しています。特に八百津小学校、和知小学校、錦津小学校の校舎は築年数が 50 年以上経過しており、老朽化が進行しています。

このように小中学校の施設は全体的に老朽化が進んでいることから、「八百津町公共施設個別施設計画」では、基本的に長寿命化は行わず、適切に維持管理を行って教育環境の維持を行っていく予定としており、再編の際には施設規模を縮減した上で建替えを行うことを方針としています。

表 学校別施設規模及び経過年数

施設名	施設規模	建物名	建築年	築年数
八百津小学校	約 16,540 m ²	校舎	昭和 33 (1958) 年	67 年
		屋内運動場	平成 16 (2004) 年	21 年
		プール	平成 6 (1994) 年	31 年
和知小学校	約 13,660 m ²	校舎	昭和 37 (1962) 年	63 年
		特別教室	昭和 62 (1987) 年	39 年
		屋内運動場	平成元 (1989) 年	37 年
		プール	平成 11 (1999) 年	27 年
錦津小学校	約 8,280 m ²	校舎	昭和 39 (1964) 年	61 年
		特別教室	昭和 61 (1986) 年	39 年
		屋内運動場	昭和 51 (1976) 年	49 年
		プール	平成 14 (2002) 年	23 年
久田見小学校	約 20,570 m ²	校舎	昭和 58 (1983) 年	42 年
		屋内運動場	平成 11 (1999) 年	26 年
		プール	平成 7 (1995) 年	30 年
八百津中学校	約 64,730 m ²	校舎	昭和 56 (1981) 年	44 年
		特別教室	昭和 56 (1981) 年	44 年
		屋内運動場	昭和 57 (1982) 年	45 年
東部中学校	約 45,690 m ²	校舎	平成 2 (1990) 年	35 年
		屋内運動場	平成 3 (1991) 年	34 年
		プール	平成 3 (1991) 年	34 年

出典：八百津町資料

* 築年数は令和 7 (2025) 年時点

* は築 50 年を経過、 は築 40 年を経過、

(4)学校施設の管理費

小学校の学校施設の管理費は、令和6（2024）年に大幅に増加しており、児童1人あたりの管理費は20万円強となっています。

中学校も同様の傾向があり、生徒1人あたりの管理費は20万円弱となっています。

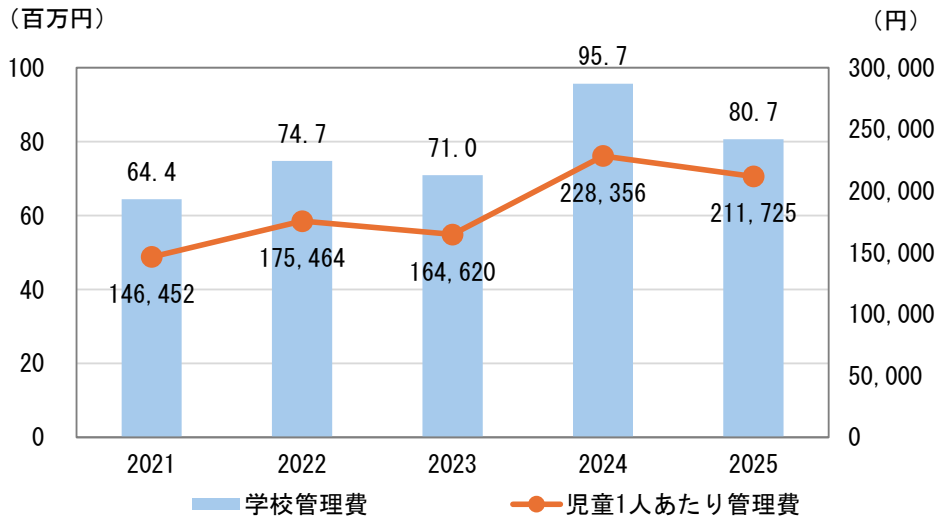


図 学校管理費の推移（小学校）

出典：八百津町資料、八百津町 HP「小・中学生数の推移」

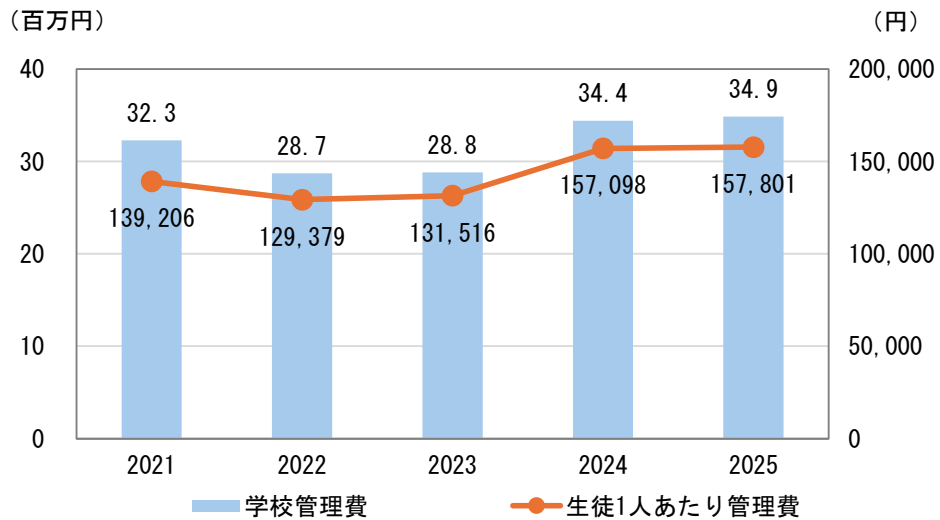


図 学校管理費の推移（中学校）

出典：八百津町資料、八百津町 HP「小・中学生数の推移」

4 小中学校の現状からの課題

【望ましい教育環境の確保】

全国的な動向と同様に、本町でも少子化は進行しており、児童生徒数の減少とともに、学校規模も小規模化しています。小規模校では、一人一人へきめ細かな指導が行いやすい、異年齢間の交流活動が行いやすいといった良い点が挙げられますが、一方で、人間関係の固定化や教科専門の教諭配置が困難、集団での活動や学習が困難といった望ましい教育環境の整備面での問題点もあります。

このため、本町では、実態に即した適正な学校規模や配置を行うことで、学習活動や学校行事の多様性を確保し、子どもたちがより良い教育を受けられる環境づくりが必要です。

⇒適正な学校規模や配置による、より良い教育を受けられる環境づくり

【学校施設の老朽化への対応】

本町の小中学校は全体的に老朽化が進んでおり、更新が必要な施設が多くあり、特に校舎の築年数の経過が著しい3校は更新の必要性が迫っています。一方で、子どもの人数は今後も減少することが予測され、学校施設の管理コストや学校運営コストは一層非効率化するという課題が生じています。健全な財政運営の観点から、効率的・効果的な施設更新を行うことが必要です。

⇒健全な財政運営に資する適正な学校規模への更新

【住民協働による学校づくり】

新しい学校づくりには、住民の理解と協力を得ることが大切です。統合により、子どもにとって教育環境が良い方向で変化する一方で、地域ごとの伝統や通学環境の変化に対する不安や懸念が生じることが予想されます。

このため、新しい学校の今後の教育方針について、住民理解の促進を図るとともに、住民とともに進める必要があります。

⇒住民と一体的となって進める新しい学校づくり

第 3 章 学校再編の基本的な考え方

本町では現状の学校施設の老朽化や児童生徒数の減少、そして限られた財源の中での効率的な教育環境の維持・向上を図るため、学校の統合を進める方針とします。

学校統合にあたっては、地域における拠点性の低下や通学区域の変更に伴う負担の増加等新たに对应すべき課題も想定されますが、本町の教育方針を踏まえた、子どもたちにとって最適な教育環境を確保するための統合と位置づけ、本町の実態に即した学校規模や形態、整備場所等を検討します。

1 新しい学校に求められる条件

未来や八百津町の実態を踏まえ、新しい学校は、以下の6つの条件とそれぞれの視点をもとに構想することが望ましいと考えました。

①児童生徒数の適正規模化

【求められる視点】

- ・学級：適正と言われる規模
→仲間同士で練り合える環境への整備
- ・学年：小中ともにクラス替えが可能な規模
→不登校など集団への不対応への対策

② 児童生徒の多様な特性や情緒面の効果を配慮した整備

【求められる視点】

- ・ギフテッドや発達障がい等の個々の特性への対応の充実、SDGsに係る環境教育の推進、児童生徒の情緒面の効果促進をめざした環境整備

③ 安心・安全の保障

【求められる視点】

- ・老朽化による事故の回避はもとより、自然災害時の立地的なハザードの回避、及び避難場所の確保、引き渡しの利便性の確保
- ・校区拡大による通学バスの運用は必須のため、より安全なバスルートの選定・確保
- ・支援を要する個別の児童生徒に対応できる環境への配慮
- ・有事を想定した学校施設設備の機能の充実に係る検討

④ 通学等の利便性確保

【求められる視点】

- ・通学バスが増えることを踏まえ、全町どこの地域からも送迎距離（＝通学時間）に差異が著しく生じない立地の選定

⑤ 将来的な小中一貫教育への見通し

【求められる視点】

- ・将来的な児童生徒数の動向を踏まえ、さらなる児童生徒数減少の中でも生きる力の育成を担保できる教育環境の整備（小中一貫教育の推進）

⑥ 行財政の効率化

【求められる視点】

- ・建設に伴う費用（新施設の建設経費、通学バスに係る経費、用地買収に係る経費など）の増大の回避。そのため、使用可能な現存施設の活用や町有地の利用等、児童生徒数の動向を見越した計画等への配慮
- ・建設時の経費軽減や維持経費の軽減など、国からの補助を活用した計画への視点

2 「八百津町学校施設長寿命化計画」における方針

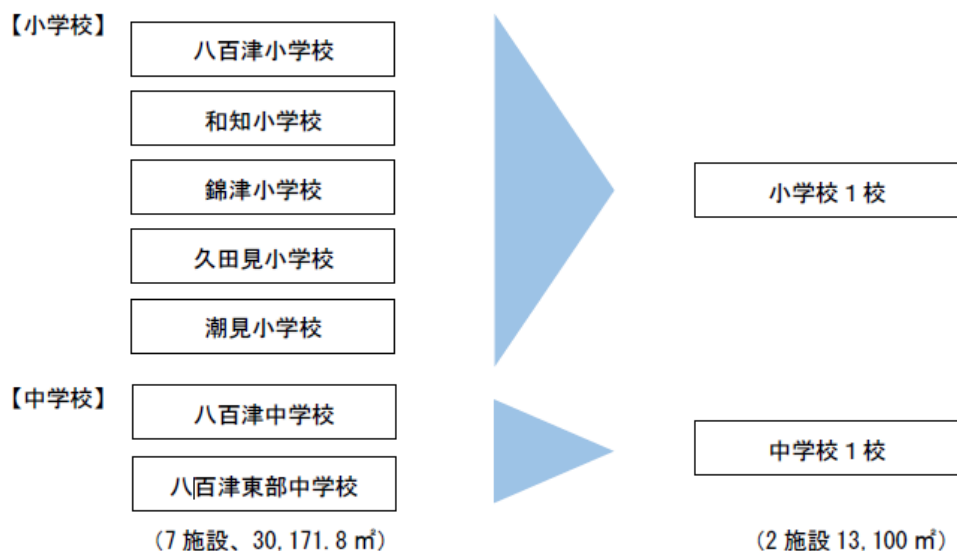
「八百津町学校施設長寿命化計画」では、保有する学校施設の老朽化に伴って、維持管理経費が増大することが予想される実態を踏まえ、学校施設の再編を推進する方針を定めています。

本構想では、これを踏まえ、学校施設の再編の形態を検討します。

八百津町学校施設長寿命化計画

学校施設の延床面積の総量は、7施設で30,171.8㎡（公共施設全体に占める割合は37.2%）となっており、公共施設の維持管理を考えていく上で大きな影響があり統廃合の推進が求められます。

八百津町公共施設再編計画に沿って、学校施設の再編を推進します。当面は維持管理を行いながら使用を継続しますが、大規模改修や建替えなどのタイミングで統廃合を進め、最終的には2施設13,100㎡にすることを目標に再編を進めます。



第 4 章 具体的な学校再編案の検討

1 学校形態の整理

(1) 学校種別

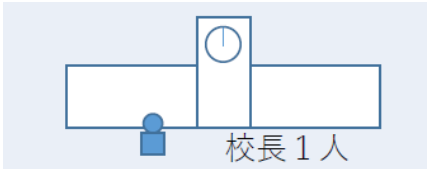
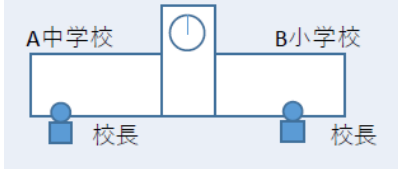
学校教育法第一条に定められる学校種別のうち、義務教育が実施される学校種は、小学校、中学校、義務教育学校の3つであり、これを本構想の検討対象とします。

学校種別	教育の目的
小学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。
中学校	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。
義務教育学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

(2) 小中一貫教育の考え方

近年、少子化を背景とした学校統合が進むにつれ、小中一貫教育の導入が全国的にも進んでいます。

小中一貫教育は、小中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を実施する中で、児童生徒の学力向上や中一ギャップの緩和などが期待されるものです。本町においても、小中一貫教育が有効である場合は、導入することを視野に入れ、導入検討を進めることとします。以下に小中一貫教育の類型を示します。

	義務教育学校 (法制度上の学校種)	小中一貫型小学校・中学校 (制度上の運用形態)
法的根拠	法的に1つの学校種。 (学校教育法第5章の2)	法的には小学校と中学校が別々の学校種。 (学校教育法第4章・第5章)
特徴	9年間の一貫教育を1つの学校として運営。 (学年の区切りは6-3の他、4-3-2、5-4等も可能)	教育課程や教職員の連携を強化し、実質的に一貫教育を行う運用形態。 校舎が併設されている「併設型」や、別々の校舎で連携する「分離型」がある。
教職員の組織体制	校長は1人、教職員組織も一体。 	小学校・中学校それぞれに校長、教職員組織がある 

小中一貫校のよさ（導入の背景）

- ・中1ギャップ*の解消
- ・発達の早期化（体、学習両面の発達上の段差）への対応
- ・多様な異学年交流
- ・小学校高学年の教科担任制

※小学校から中学校への学習・生活での円滑な移行（段差の解消）

小中一貫校の課題

- ・小6のリーダー性の発揮
- ・9年間の節目づくり
- ・関係者の多忙
- ・特別なカリキュラムを作ったときの転出入に対する配慮

(3)八百津町における学校の在り方の検討

本町では、「八百津町学校施設長寿命化計画」における学校施設の再編方針（1小学校1中学校）及び小中一貫教育の観点から、新しい学校を以下に示す4つの学校形態により検討することとします。

検討する学校形態

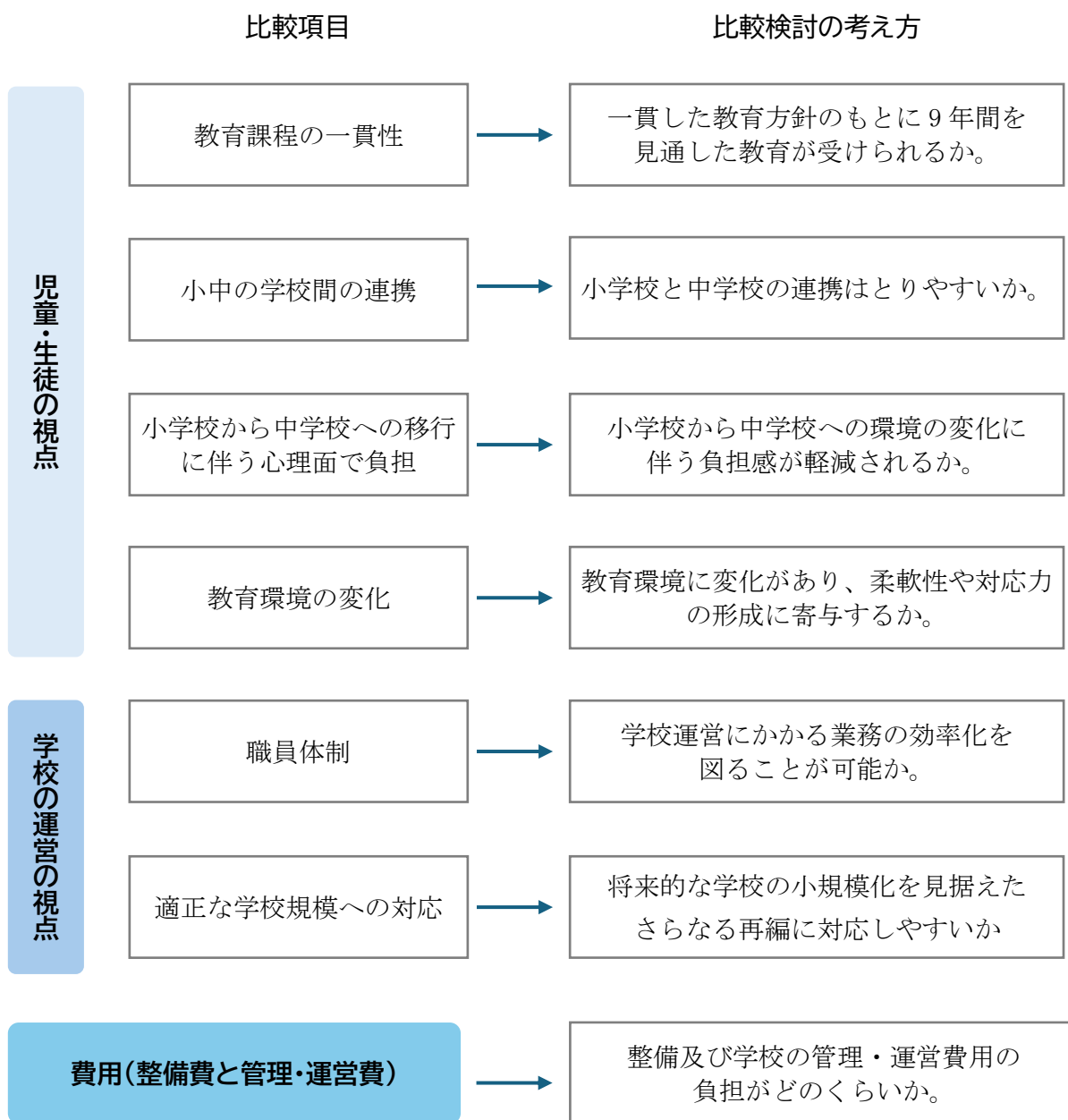
- ① 1小学校1中学校
- ② 小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）
- ③ 小中一貫型小学校・中学校（施設併設型）
- ④ 義務教育学校

なお、4つの学校形態を検討する上で、基本的な特徴を示します。

表 学校形態の基本的な特徴

		1小学校 1中学校	小中一貫型小学校・中学校		義務教育学校
			施設分離型	施設併設型	
学校種別		小学校、 中学校	小学校+中学校	小学校+中学校	義務教育学校
組織 体制	校長	各校に1人ずつ	各校に1人ずつ	各校に1人ずつ (連携あり)	1人(学校全体を統括)
	教員配置	小・中別々	小・中別々 (交流あり)	小・中別々 (交流多め)	一体的に配置
教育課程		小→中で切り替え	小→中で切り替え (連携あり)	小→中で切り替え (連携強化)	一貫した教育課程
施設 形態	校舎の 配置	別々	別々(近接)	同一敷地・建物内	

本町における新しい学校の形態を選定するにあたり、「児童・生徒の視点」、「学校運営の視点」、「費用」面からその特徴を比較し、本町に適した学校形態を抽出します。



比較検討の結果を次頁に示します。

本町ではこの結果から、**良好な教育環境の確保と、学校の運営の効率化の両立を図ることができることから、小中一貫型（施設併設型）または義務教育学校を候補とし、1施設の整備を目標とします。**

表 学校形態の特徴の比較

比較項目		該当する特徴	1 小学校 1 中学校	小中一貫型小学校・中学校		義務教育 学校
				施設分離型	施設併設型	
児童生徒の視点	教育課程の一貫性	小中一貫した教育課程にできる。	—	○	○	○
	小中の学校間の連携	小学校・中学校一体化または連携が容易な体制となる。	—	○	○	○
	小学校から中学校への移行に伴う心理面で負担	心理的負担の要素として、中1ギャップが軽減される。	—	—	○	○
	教育環境の変化	教育環境に変化があり、対応力や柔軟性を身につける機会となる。	○	○	—	—
学校運営の視点	職員体制	学校運営業務の全体または一部が共有でき、業務の効率化が期待できる。	—	—	○	○
	適正な学校規模への対応	将来的に学校がさらに小規模化しても、施設の再編を伴わない。	—	—	○	○
費用 (整備費と管理・運営費)		整備費及び管理・運営費が1校分のコストに抑えられる。	—	—	○	○

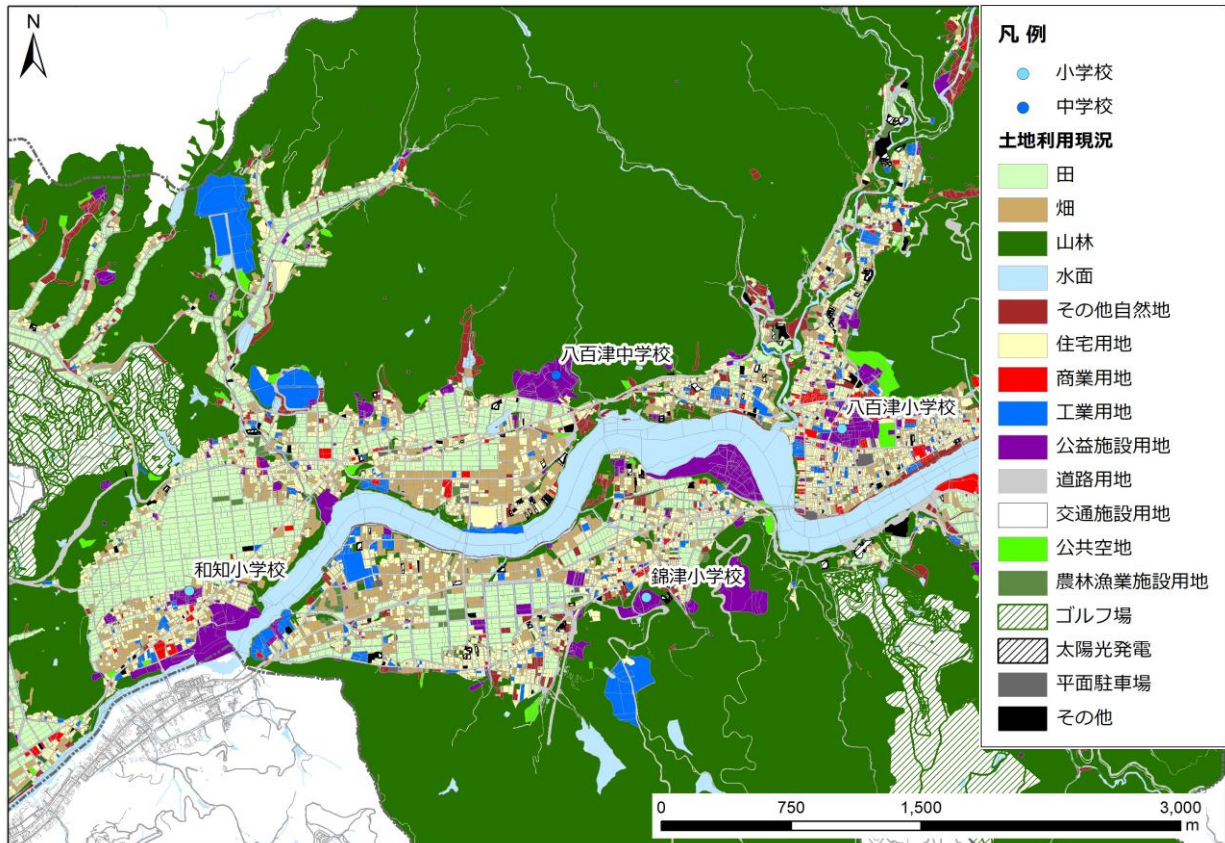
良好な教育環境の確保と、学校の運営の効率化の両立を図ることができることから、小中一貫型(施設併設型)または義務教育学校を候補とし、1施設の整備を目標とする。

2 新たな学校の整備場所

(1)学校の立地場所を取り巻く状況

①周辺土地利用状況

本町の小中学校のうち、八百津小学校、和知小学校、錦津小学校、八百津中学校の周辺は都市的土地利用がされています。特に、八百津小学校、和知小学校の周辺は住宅用地が多くなっており、これに伴って児童数も他校より多い状況です。



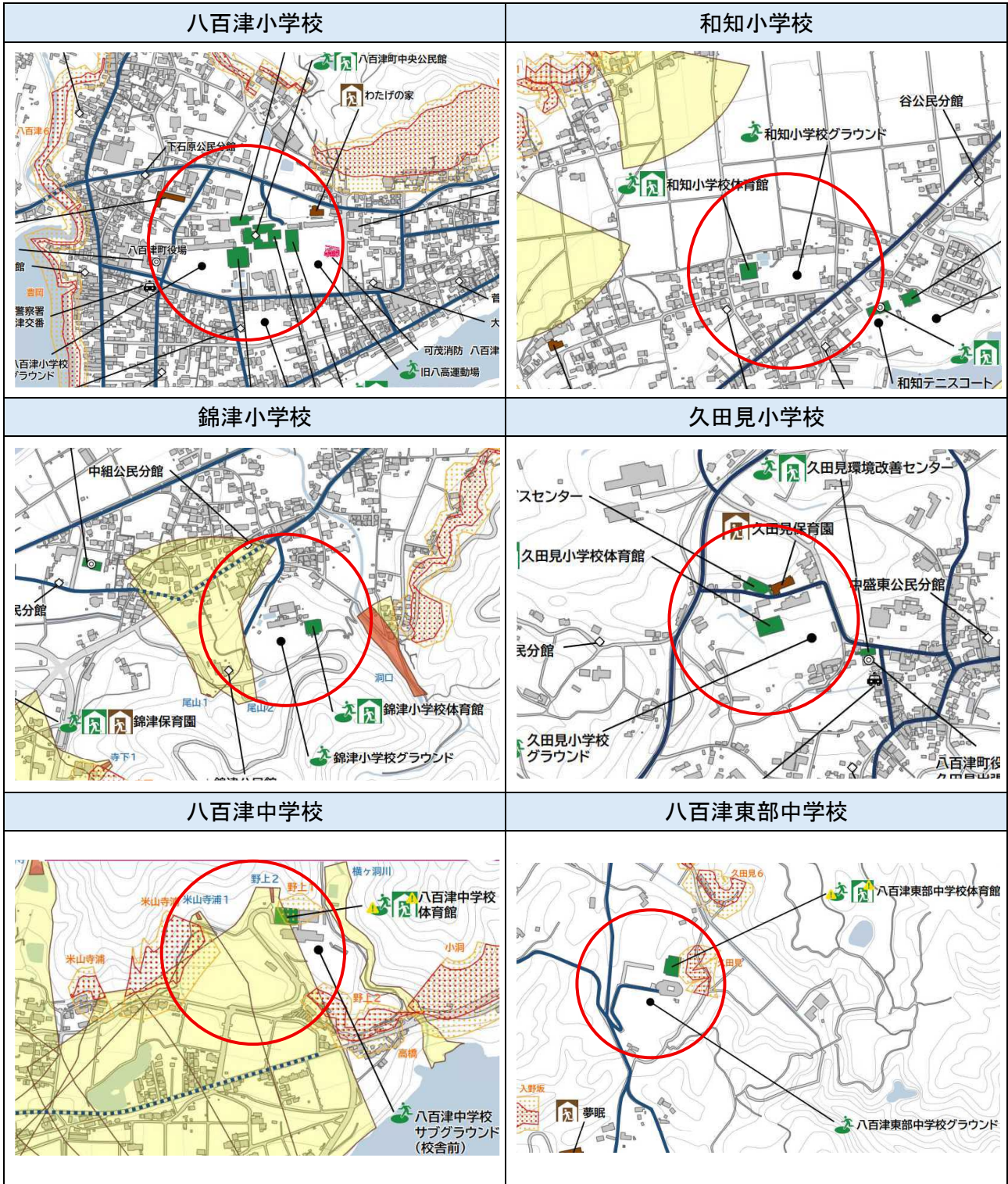
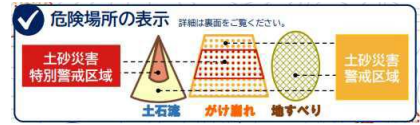
出典：都市計画基礎調査（令和6（2024）年度）

東部地区は都市計画区域外のため、調査対象外

図 土地利用現況図

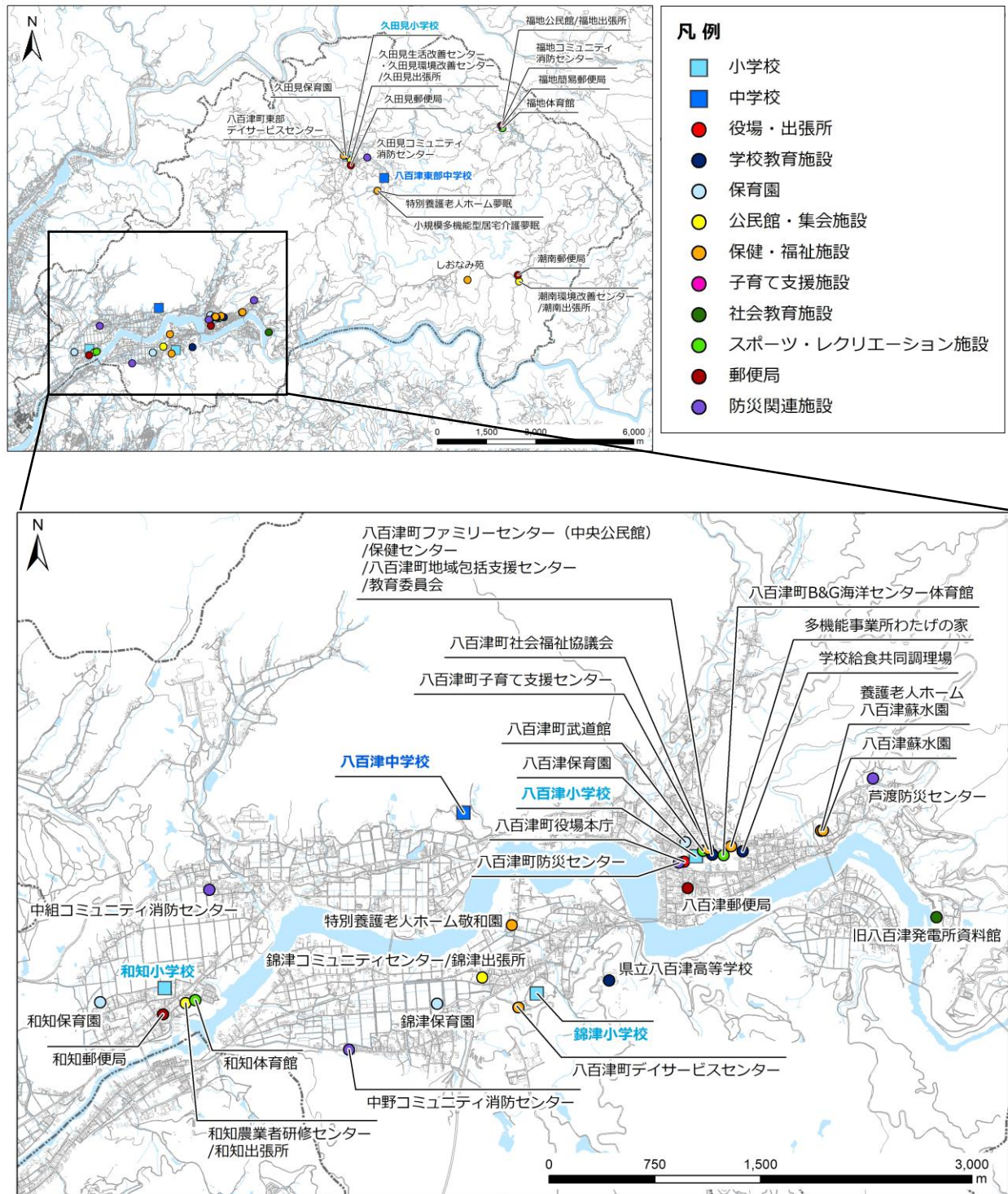
②ハザード状況

本町の小中学校のうち、錦津小学校の敷地の一部は土砂災害警戒区域に含まれ、八百津中学校の敷地の一部は土砂災害特別警戒区域が含まれています。このことから、学校施設用地として検討する際には配慮が必要です。



③公益施設の立地状況

小中学校の周辺における公益施設の立地状況をみると、八百津小学校周辺に行政機能や都市機能が集積しています。他の学校の周辺では、出張所や郵便局、デイサービスセンターなど身近な地域での利用が求められる生活利便施設が立地しています。



出典：国土数値情報

図 公共施設分布図

④通学区域と通学時間

各学校から各学校区の拠点までの通学時間は、最短時間と最長時間ともに八百津小が短くなっています。このことから町の中心部から通学する場合、八百津小学校への通学時間が他校に比べて短く、周辺部から通学する場合でも八百津小学校への通学時間が他校に比べて短くなっています。

表 拠点学校から各学校区の最も遠い場所までの時間 (単位：分)

	八百津小 (篠原イトウ 商店)	和知小 (上牧野 or 上飯田)	錦津小 (塩口 or 中野)	久田見小 (福地建設 or 嵩公民分館)	八百津中 (篠原イトウ 商店)	東部中 (福地建設 or 嵩公民分館)	最短 時間	最長 時間
八百津小		11	8	32	29	32	8	32
和知小	35		10	38	35	38	10	38
錦津小	33	11		35	33	35	11	35
久田見小	36	32	24		36	12	12	36
八百津中	33	11	11	34		34	11	34
東部中	38	32	27	17	38		17	38

↑拠点とした場合

*Google Maps より、現状のスクールバスを利用した場合を参考に補正

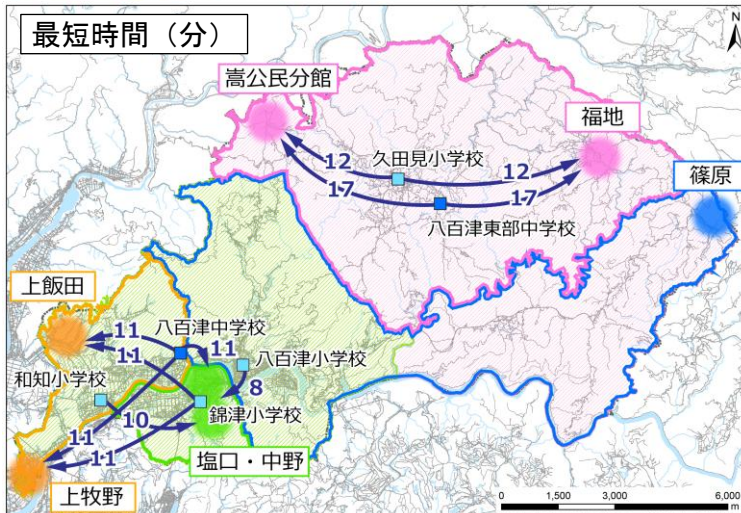
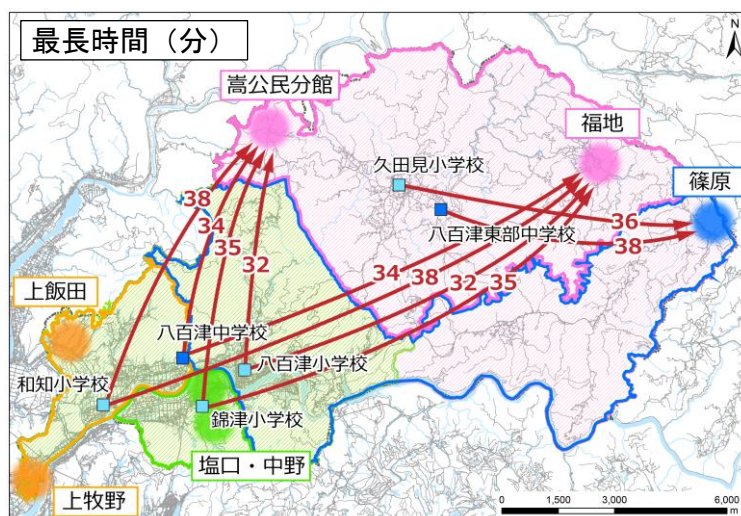
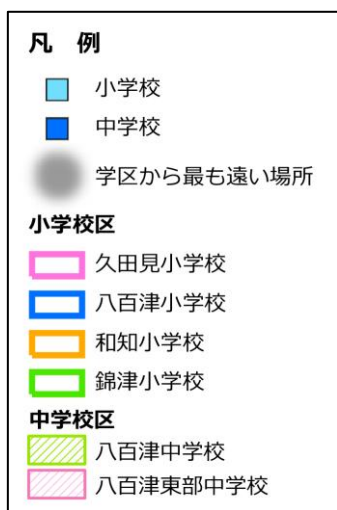


図 拠点学校から各学校区の最も遠い場所までの最短・最長通学時間

(2)整備場所の選定の考え方

学校の整備場所は、既存学校用地（6か所）を候補とします。

整備場所の検討にあたっては、学校運営を安全・快適に継続するための規模や周辺環境確保の観点、財政負担の観点等から既存校用地を活用することとし、民有地を除いて検討しました。

文部科学省「令和5年度 学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書」では、学校の適正規模・適正配置方針について、将来推計及び多面的実態把握からの改善の方向性の検討が示されており、これを参考に整備場所を選定します。

なお本町では、全町的に子どもの人数は減少傾向となることから、候補地の評価項目には含まないこととし、「通学区域」、「地域状況」、「施設状況」、「学校を取り巻く現状」の4項目を位置づけ、比較検討し、整備場所を選定します。

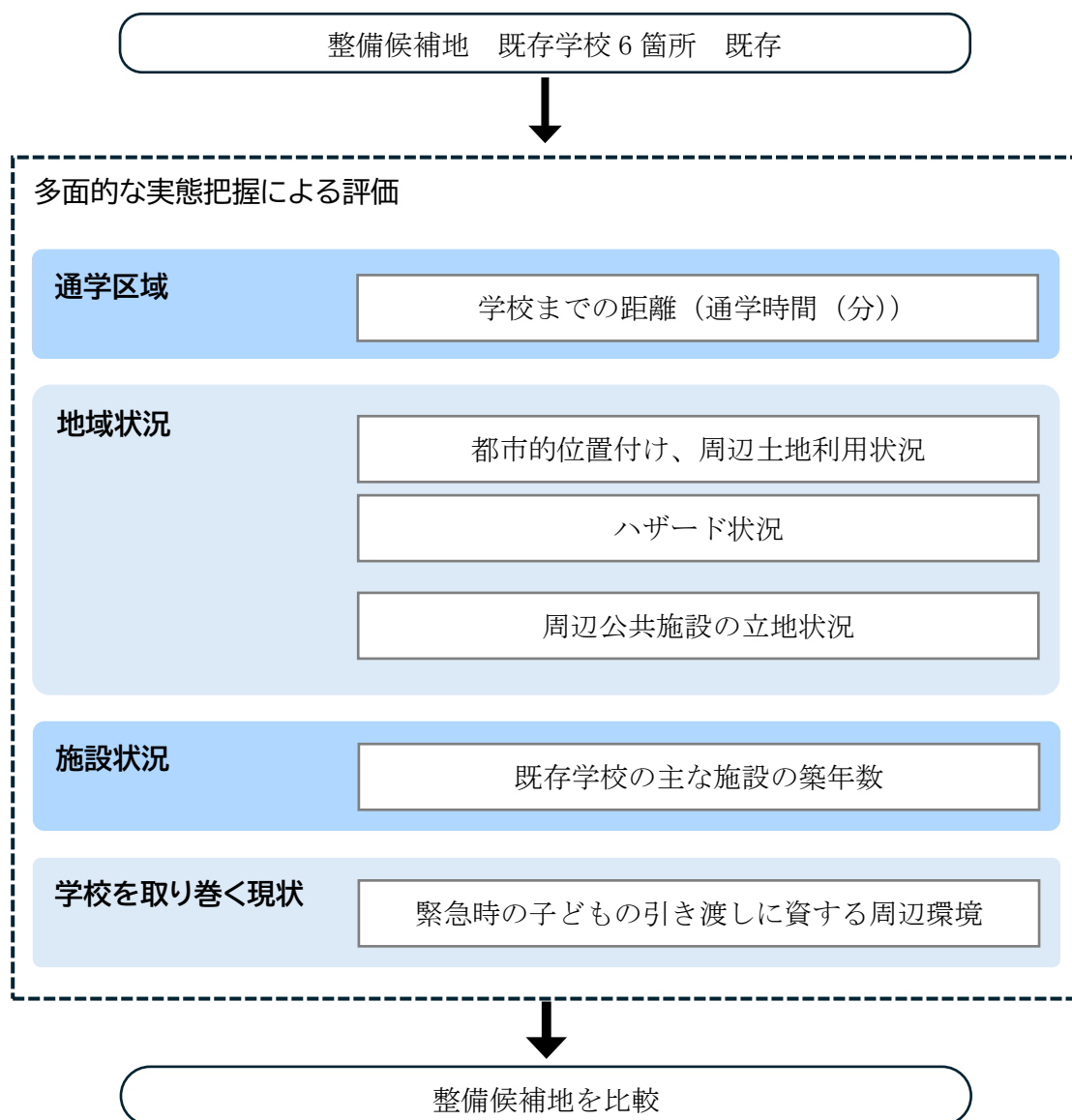


図 整備場所の選定方法

(3)整備候補地の比較

○：統合箇所として優位 △：統合箇所として優位ではない ×：不適

		八百津小学校	和知小学校	錦津小学校	久田見小学校	八百津中学校	東部中学校
通学区域	通学時間	【最短時間】8分 【最長時間】32分	【最短時間】10分 【最長時間】38分	【最短時間】11分 【最長時間】35分	【最短時間】12分 【最長時間】36分	【最短時間】11分 【最長時間】38分	【最短時間】17分 【最長時間】38分
	評価	○ (最短通学時間、最長通学時間がともに最も短い)	△	△	△	△	△
地域状況	都市的位置付け、 周辺土地利用状況	【中心地区】 公益施設用地、住宅用地、商業用地等	【中心地区】 農地、住宅用地、商業用地等	【中心地区】 山林	【周辺地区】 住宅用地、山林、農地等	【周辺地区】 山林	【周辺地区】 山林、農地
	評価	○(都市的土地利用)	○(都市的土地利用)	○(都市的土地利用)	△(自然的土地利用)	△(自然的土地利用)	△(自然的土地利用)
	ハザード状況	【土石流・がけ崩れ・地すべり】 イエローゾーン：なし レッドゾーン：なし	【土石流・がけ崩れ・地すべり】 イエローゾーン：なし レッドゾーン：なし	【土石流】 イエローゾーン：一部あり レッドゾーン：なし 【がけ崩れ・地すべり】 イエローゾーン：なし レッドゾーン：なし	【土石流・がけ崩れ・地すべり】 イエローゾーン：なし レッドゾーン：なし	【土石流・がけ崩れ】 イエローゾーン：一部あり レッドゾーン：一部あり 【地すべり】 イエローゾーン：なし レッドゾーン：なし	【がけ崩れ】 イエローゾーン：一部あり レッドゾーン：なし 【土石流・地すべり】 イエローゾーン：なし レッドゾーン：なし
	評価	○(ハザード指定なし)	○(ハザード指定なし)	△(ハザード指定一部あり)	○(ハザード指定なし)	×(ハザード指定あり)	△(ハザード指定一部あり)
	周辺公共施設の立地状況	町役場本庁、八百津保育園、社会福祉協議会、子育て支援センター、防災センター、学校給食共同調理場 武道館等	和知保育園、和知郵便局、和知体育館、和知出張所	錦津出張所、錦津保育園、八百津デイサービスセンター、県立八百津高等学校	久田見保育園、久田見出張所、久田見郵便局、久田見コミュニティ消防センター、八百津町東部デイサービスセンター	—	特別養護老人ホーム夢眠、小規模多機能型居宅介護夢眠
評価	○ (連携可能で中心的な公共機能が近接している。)	△ (連携可能な他施設が複数ある。)	△ (連携可能な他施設が複数ある。)	△ (連携可能な他施設が複数ある。)	× (連携可能な他施設がない。)	△ (連携可能な他施設が2施設。)	
施設状況	施設規模	約 16,540 m ²	約 13,660 m ²	約 8,280 m ²	約 20,570 m ²	約 64,730 m ²	約 45,690 m ²
	主な施設の築年数 *築年数は令和7(2025)年時点	【校舎】健全度 43 建築 1958年 築 67年 【屋内運動場】健全度 75 建築 2004年 築 21年 【プール】健全度 75 建築 1994年 築 31年	【校舎】健全度 43 建築 1962年 築 63年 【特別教室】健全度 75 建築 1987年 築 39年 【屋内運動場】健全度 52 建築 1989年 築 37年 【プール】健全度 75 建築 1999年 築 27年	【校舎】健全度 65 建築 1964年 築 61年 【特別教室】健全度 75 建築 1986年 築 39年 【屋内運動場】健全度 40 建築 1976年 築 49年 【プール】健全度 84 建築 2002年 築 23年	【校舎】健全度 40 建築 1983年 築 42年 【屋内運動場】健全度 62 建築 1999年 築 26年 【プール】健全度 62 建築 1995年 築 30年	【校舎】健全度 73 建築 1981年 築 44年 【特別教室】健全度 73 建築 1981年 築 44年 【屋内運動場】健全度 72 建築 1982年 築 45年	【校舎】健全度 52 建築 1990年 築 35年 【屋内運動場】健全度 75 建築 1991年 築 34年 【プール】健全度 75 建築 1991年 築 34年
	評価	○(活用可能な建物あり)	○(活用可能な建物あり)	△(健全度が低い建物あり)	△(健全度が低い建物あり)	○(活用可能な建物あり)	○(活用可能な建物あり)
学校を取り巻く現状	緊急時の子どもの引き渡しに資する周辺環境	【車両動線】 ・周辺道路環境から、渋滞や混雑を避けやすい。 【中心地区からの近接性】 ・中心地区に隣接。	【車両動線】 ・周辺道路環境から、渋滞や混雑が起こりやすい。 【中心地区からの近接性】 ・中心地区に隣接。	【車両動線】 ・周辺道路環境から、渋滞や混雑が起こりやすい。 【中心地区からの近接性】 ・中心地区からのアクセスに制約がある。	【車両動線】 ・周辺道路環境から、渋滞や混雑を避けやすい。 【中心地区からの近接性】 ・中心地区から距離がある。	【車両動線】 ・周辺道路環境から、渋滞や混雑が起こりやすい。 【中心地区からの近接性】 ・中心地区から距離がある。	【車両動線】 ・周辺道路環境から、渋滞や混雑が起こりやすい。 【中心地区からの近接性】 ・中心地区から距離がある。
	評価	○ (緊急時の子どもの引き渡しに優位)	△ (緊急時の子どもの引き渡しに不利)	△ (緊急時の子どもの引き渡しに不利)	△ (緊急時の子どもの引き渡しに不利)	△ (緊急時の子どもの引き渡しに不利)	△ (緊急時の子どもの引き渡しに不利)
評価内容		通学時間や周辺の土地利用状況、公共機能の集積する立地条件の面で優位。	周辺の土地利用状況の面で優位であるが、通学時間や緊急時の子どもの引き渡しに優位性はない。	一部にハザード指定がある。	校舎の老朽化がみられる。	ハザード指定があり、連携可能な他施設がない。	ハザード指定があり、連携可能な他施設が少ない。

3 校舎整備の方針(学校施設の複合化)

(1)学校施設の複合化に関する現状

①学校施設の複合化に関する社会的背景

学校施設については、機能的な学校整備の推進と公共施設マネジメントの観点から複合化の需要が高まってきています。

●機能的な学校整備の必要性

教育基本法に基づく教育振興基本計画（平成 25（2013）年 6 月 14 日閣議決定）において、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備を推進することと同時に、学びの場である学校を中心に地域コミュニティの拠点の形成を推進する観点から、**学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進**することとされています。

●効率的な公共施設マネジメントの必要性

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、社会構造や人口構成が大きく変化し、児童福祉施設や老人福祉施設などの需要が高まるなど、**公共施設の利用需要が変化**しています。

こうした中で高度経済成長期に整備した公共施設等は老朽化が進んでおり、増大する維持管理費について、**計画的整備により財政負担を平準化**する必要があります。

②本町の公共施設の状況

本町では、令和 3（2021）年 3 月に八百津町公共施設再編計画を策定し、現状の公共施設保有量をそのまま維持管理していくことは財政的に困難であるという認識のもと、公共施設の「**総量の見直しによる保有量の適正化**」や「**拠点施設への機能移転による機能の維持**」を基本方針の一つとしています。

八百津町公共施設再編計画(令和 3(2021)年 3 月)の基本方針

【基本方針①】総量の見直しによる保有量の適正化

- ・公共施設については、統廃合によって、本町の財政状況や人口動態を踏まえた適正規模へと延床面積の削減を検討します。

【基本方針③】拠点施設への機能移転による機能の維持

- ・施設の統廃合を実施する際に、他施設への機能移転を図ることで、必要な機能の確保に努めます。
- ・地域に必要な機能を複数提供する拠点施設を定め、利用者の利便性の向上を図ります。

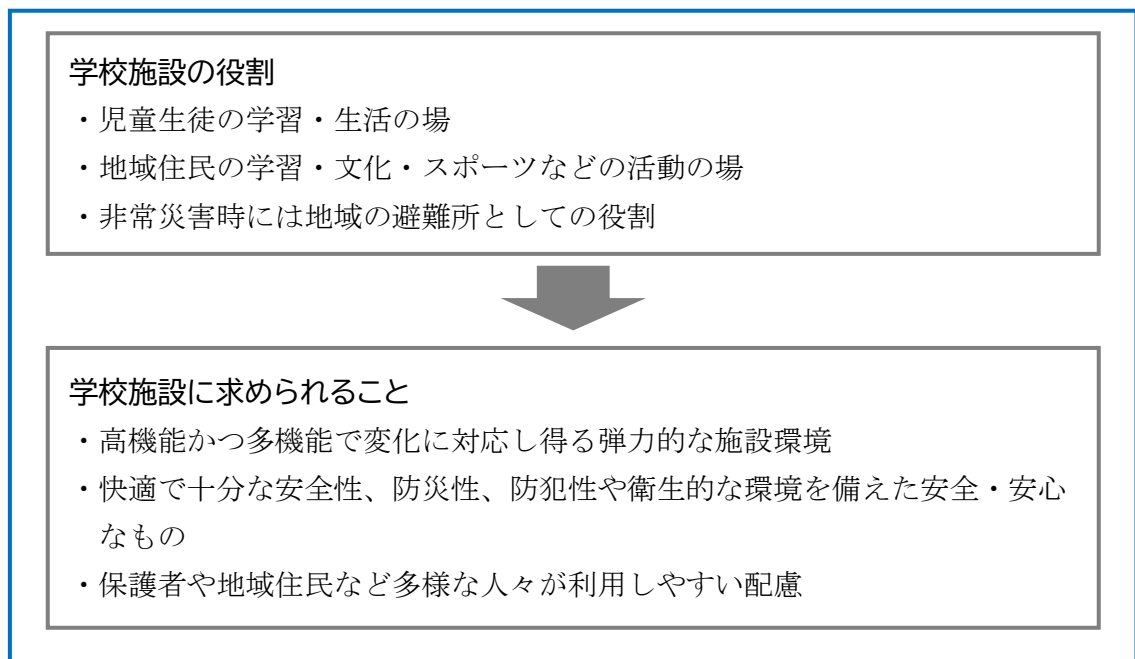
(2)学校施設の役割と複合化により期待できる効果と留意点

前項に述べたように学校施設を取り巻く背景や公共施設マネジメントの観点から、本町では学校施設の複合化の検討を進めることが必要となっています。

学校施設の複合化を検討するにあたっては、学校施設の基本的な役割と施設環境として求められることを踏まえることが大切です。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場、地域住民の活動場、地域防災の場であることから、高機能かつ多機能、安全・安心、多様な人の利用への配慮などが必要とされます。

これらを前提としながら、期待できる効果や留意する点を踏まえ、学校施設の複合化を検討します。



期待できる効果

- ・ 施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化
- ・ 児童生徒と施設利用者との交流
- ・ 地域における生涯学習やコミュニティの拠点の形成
- ・ 専門性のある人材や地域住民との連携による学校運営への支援
- ・ 公共施設全体での整備費用の削減

留意点

- ・ 公共施設の運用に関連する関係者の連携（整備段階及び整備後の管理・運営面での連携）
- ・ 施設計画上の安全の確保（不特定多数の地域住民の利用を前提としたハード・ソフト両面での安全性）
- ・ 互いの施設の活動への支障（児童生徒と他の利用者との動線の交錯防止、騒音、利用ルールの違い）
- ・ 施設の管理区分や会計区分の明確化（専用利用と共同利用の管理区分、会計区分の明確化）

(3)複合化施設の類型と特徴を踏まえた比較

学校施設の複合化としては、「公共施設との併設」、「民間施設との併設」、「官民併設」が考えられます。これらの施設を複合化した場合と学校施設単独で整備した場合の効果や留意点を比較検討し、本町に適した施設整備を検討します。

なお、他市町の事例等から、公共施設と複合化する機能は、行政機能、福祉施設（保育園、高齢者福祉施設等）、公民館、社会教育施設等を想定します。

また民間施設と複合化する機能は、にぎわい施設（カフェ、飲食施設）、生活利便施設（金融機関、コンビニエンスストア等）を想定します。

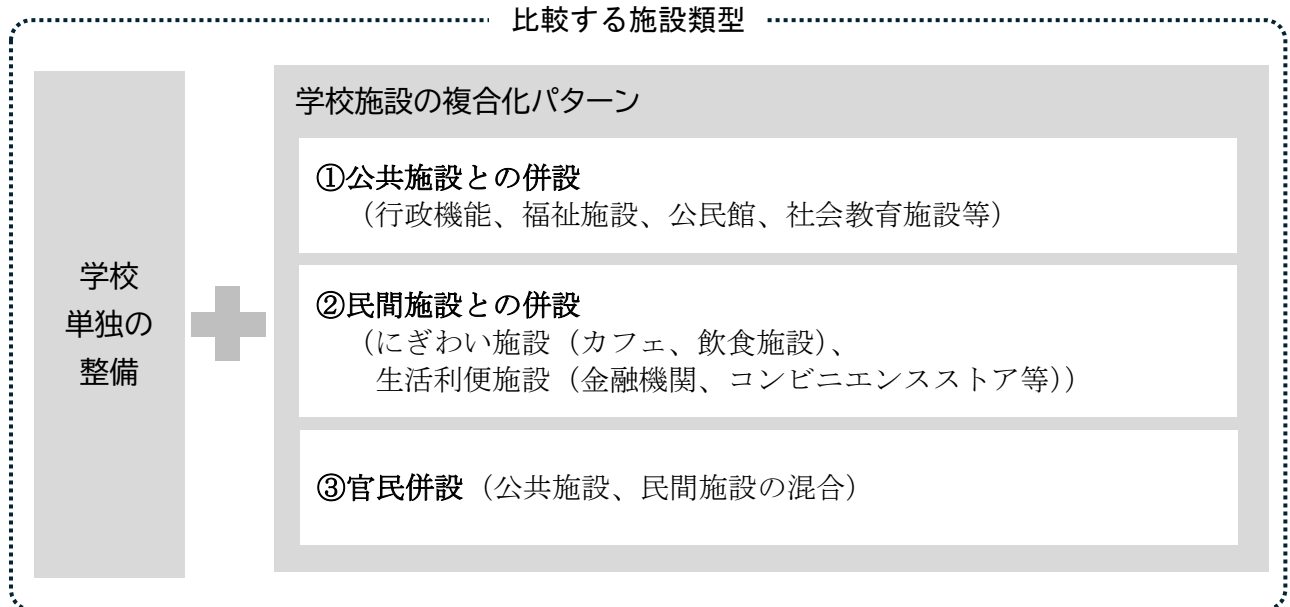


表 学校施設の複合化類型の評価

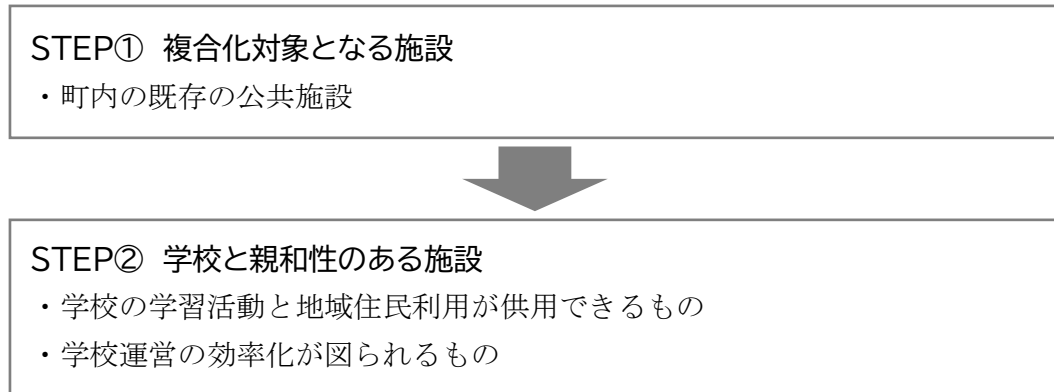
評価項目		①単独	②公共施設との併設	③民間施設との併設	官民併設(②+③)
施設機能の高機能化・多機能化	◎ (民間ノウハウを活用し、学習環境の高機能化・多機能化が可能) ○ (学習環境の高機能化・多機能化がより効果的) ▲ (学習環境の高機能化・多機能化が限定的)	▲	○	◎	◎
児童生徒と施設利用者との交流の創出	○ (交流機会の創出効果あり) ▲ (交流機会は現状と同様)	▲	○	○	○
生涯学習やコミュニティの拠点性	◎ (複合化の選択肢が広がり、拠点性の強化が可能) ○ (拠点性が高まる) ▲ (拠点性は現状と同様)	▲	○	◎	◎
公共施設全体での整備費用の削減	○ (費用削減効果がある) ▲ (費用削減効果に変化なし)	▲	○	○	○
整備、管理・運営に関する関係者の連携	○ (部局間の連携による調整) ▲ (関係者が多く調整が複雑)	○	○	▲	▲
施設の安全確保	○ (安全性の確保への配慮事項が少ない) ▲ (安全性の確保への配慮事項が多い)	○	○	▲	▲
互いの施設への活動への支障	○ (施設干渉への配慮事項が少ない) ▲ (施設干渉への配慮事項が多い)	○	○	▲	▲
施設の管理区分や会計区分の明確化	○ (管理・会計区分が明瞭) ▲ (管理・会計区分が複雑)	○	○	▲	▲

安全・安心を確保しながら、学習環境の高機能化・多機能化と地域住民の利用を両立できる点で、「公共施設との併設」を候補とする

比較検討の結果、学習環境の高機能化・多機能化が可能であり、児童生徒に加え地域住民にとっても学習環境を創出できること、また、安全・安心面を考慮しながらも公共施設を有効活用できることなどを踏まえ、「公共施設との併設」を候補とします。

(4)八百津町での複合化の可能性

本町の学校に複合化の可能性は、以下の手順で検討します。



①複合化対象となる公共施設

検討対象は、本町にある以下の既存の公共施設とします。

対象施設(本町の公共施設)		
・ 役場・出張所	・ 教育施設	・ 保育園等
・ 公民館・集会施設	・ 保健・福祉施設	
・ スポーツ・レクリエーション施設		・ 郵便局
・ 産業系施設	・ 消防施設	・ 公営住宅等

②学校と親和性のある施設

次に前項で挙げた公共施設のうち、学校施設との複合化に際し、学校と親和性のある施設として、「学校の学習活動と地域住民の利用が供用できるもの」や未利用時間帯の教室や会議室、特別教室等を地域開放するなどし「学校運営の効率化が図られるもの」を抽出しました。

この結果、「学校給食共同調理場」、「学童」、「武道館」を複合化対象の候補施設とします。なお既に利用を停止している施設は対象から除外します。

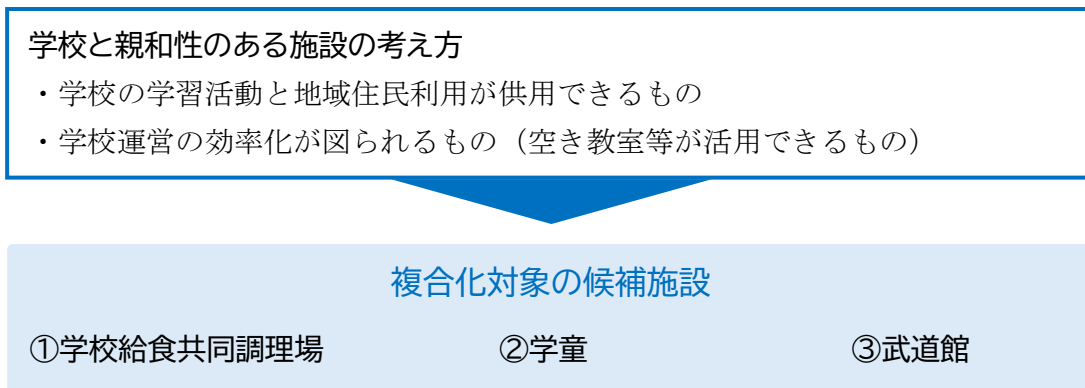


表 学校と親和性のある施設の抽出

	学校の学習活動と 地域住民利用が供 用できるもの	学校運営の効率化 が図られるもの (空き教室等が活 用できるもの)
役場・出張所 (役場庁舎、防災センター)	×	×
教育施設 (博物館、学校給食共同調理場)	○	×
保育園等 (保育園、学童保育)	○	○
公民館・集会施設 (公民館、コミュニティセンター、生活改善セ ンター、環境改善センター等)	○	○
保健・福祉施設 (保健センター、福祉センター、デイサービス センター等)	○	○
スポーツ・レクリエーション施設 (体育館、武道館等)	○	○
郵便局	×	×
産業系施設 (農村センター、産業振興施設等)	×	×
消防施設 (消防センター、詰所)	×	×
公営住宅等 (公営住宅、町有住宅、教育住宅 等)	×	×

■ は学校と親和性のある施設

4 既設校舎の活用検討

(1) 廃校活用事例(総括)

既設校舎の活用検討にあたり、「廃校活用事例集」(文部科学省)や各施設のHPによる調査を元に事例調査を実施し、主に、学校跡地を活用した事例を参考としました。

この結果、主な施設として以下のような内容が挙げられ、施設としては「社会教育施設」、「地域交流施設」、「社会福祉施設」、「地域振興施設」、「企業施設」などが想定されます。(詳細は資料編へ掲載予定)

また、本町では既に旧福地小学校を「福地なりわい匠館」とし、産業活性化の誘導及び支援を目的とした有償による教室の貸し出しを実施しています。

なお、校舎の老朽化、立地条件、改修費用などの理由により、活用が困難な事例も多くあるため、実現可能性のある活用方法を慎重に検討する必要があります。

表 廃校活用の主な内容

事例施設名	所在地	活用方法	施設内容	施設分類
多世代交流館	群馬県みどり市	小学校跡地 ⇒公共施設として再活用	公民館、子育て支援施設、防災拠点(市民の生涯学習、市民や子育て親子等の交流等)	社会教育施設 地域交流施設
小規模多機能ホーム	岩手県西和賀町	小学校跡地 ⇒土地：有償貸与 校舎：無償貸与	介護施設	社会福祉施設
(株)ビジコム 周防大島サテライトオフィス	山口県周防大島町	小学校跡地 ⇒無償貸与(土地+建物)	オフィス	企業施設
道の駅保田小学校/道の駅保田小附属ようちえん	千葉県鋸南町	幼稚園・小学校跡地 ⇒公共施設として再活用(転用)指定管理・テナント	飲食・物販施設、簡易宿泊施設、直売所、公衆トイレ等	地域振興施設
ハレとケ珈琲、ハレとケデザインホテル	徳島県三好市	小学校跡地 ⇒無償貸与(公表資料には、土地・建物の別の明示無し)	飲食施設、宿泊施設、貸スペース	地域振興施設 地域交流施設

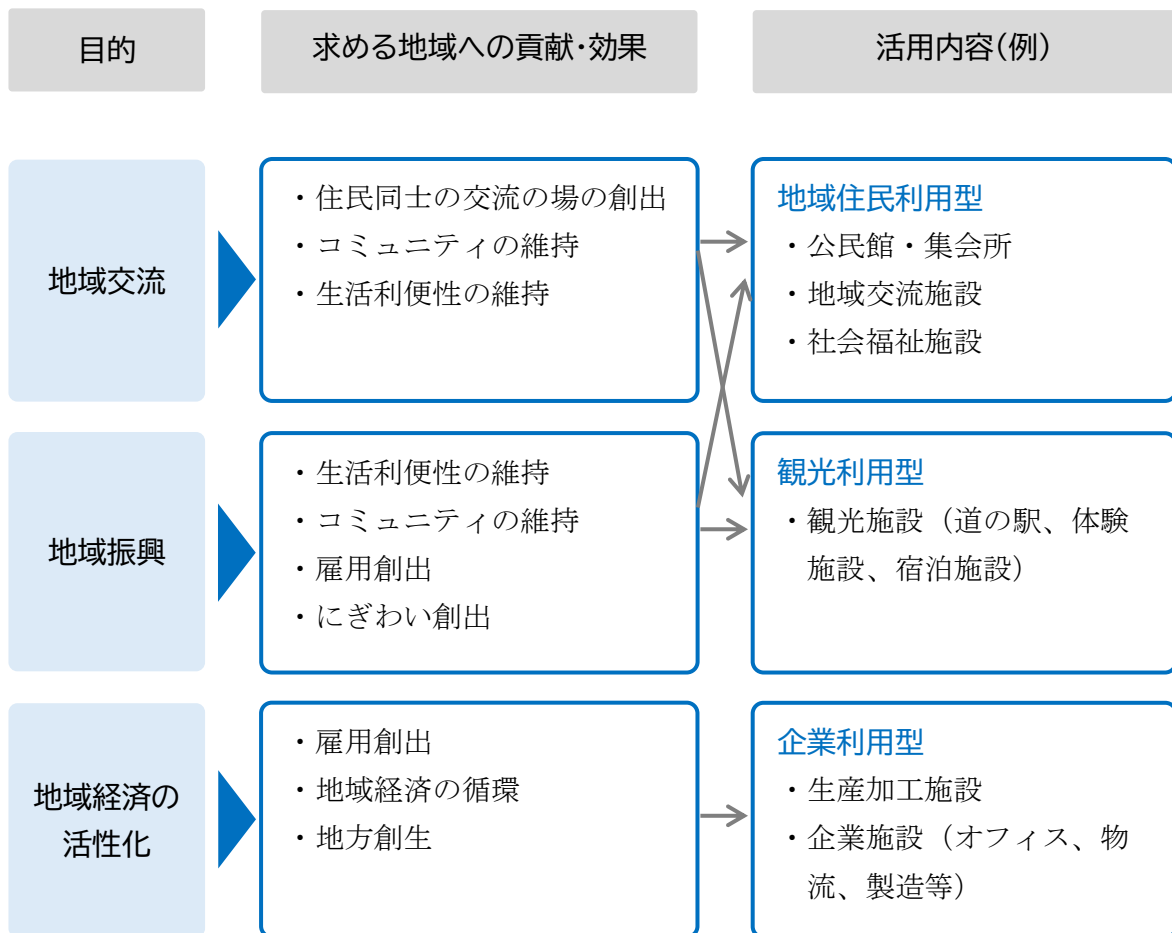
表 廃校活用の主な内容(町内)

事例施設名	所在地	活用方法	施設内容	施設分類
八百津町産業振興施設 福地なりわい匠館	八百津町福地	小学校跡地 ⇒有償貸与(建物内、教室ごとに貸与)	地域振興を図るための貸スペース	地域振興施設

(2)想定される活用ケース

今後、本町での既設校舎の活用検討を進めるにあたっては、前項に挙げた事例を参考にしながら、本町における既設校舎活用の目的と地域へ求める貢献・効果を整理し、活用内容を検討していきます。

本町での既設校舎の活用目的は主に「地域交流」、「地域振興」、「地域経済の活性化」が想定されます。また、それぞれの地域への貢献・効果の内容を踏まえると、施設は「地域住民利用型」「観光利用型」「企業利用型」が想定されます。今後、これらの中から本町における具体的な活用内容を検討します。



第 5 章 今後の課題

本事業の実施に向け、今後検討が必要な事項を以下に示します。これらの事項は基本計画等の策定により具体的な内容を検討します。

①施設計画の具体化検討

本構想では新しい学校施設を施設併設型小中一貫型小学校・中学校または義務教育学校とする方針としました。

これを踏まえ、施設の規模や配置等をより具体的に検討した施設計画を策定するとともに、概算事業費を検討することが必要です。

②事業手法の検討

近年では、公共施設整備・運営において、民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率かつ効果的で良好な公共サービスを実現するとともに、行財政運営の効率化をねらいとした、公民連携手法（PPP）の導入が進んでいます。

このため、本町における学校整備についても、従来の事業手法に加え、公民連携手法の導入可能性について検討することが必要です。

③スクールバス運用の検討

本構想の学校統合により、通学経路が大幅に変更する地域が発生します。

児童生徒、保護者への通学にかかる負担軽減のためにもスクールバスの運用を想定することとなります。スクールバスについては、今後、運行範囲や運行方法、運営手法についての検討が必要です。

④複合化施設の検討

新しい学校施設整備では、本構想により可能性を示した公共施設との複合化について、検討を具体化することが必要です。さらに、具体化した複合化施設の規模や配置を検討することも必要です。なお複合化にあたっては、学校施設運営上の留意点を踏まえた施設配置や機能区分を検討することが求められます。

⑤事業スケジュール

事業手法は、前述のとおり従来の事業手法や公民連携手法（PPP）等を検討していく必要がありますが、現段階での大まかな事業スケジュールは次頁に示すとおりに想定します。今後は、選定した事業手法により、このスケジュールの見直しを行うことが必要となります。

⑥校舎建設前の統合

久田見小学校以外でも複式学級となる可能性があることから、児童生徒の学び合う環境を配慮し、校舎建設前の統合についても検討する必要があります。

■従来方式によるスケジュール想定

【方式の概要】施設整備における設計・建設の各工種を分離発注する方式。
業務の要件等の仕様書は町が作成し、民間に提示して発注する。

基本設計・実施設計を2年間、建設の期間を2年間と想定します。

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
仮設校舎または仮校舎		設計 建設						
既存校舎解体		調査 解体設計 解体工事						
新設校舎	調査・設計	調査						
	建設		基本設計・実施設計		建設		開校	

■公民連携方式によるスケジュール想定

【方式の概要】設計、建設、維持・管理を一括発注する方式。施設の性能要件や業務水準のみを提示し、民間裁量の下で要求水準を満たす施設を整備する。

パターン①新校舎建設のみを官民連携手法で実施

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
仮設校舎または仮校舎			設計 建設					
既存校舎解体			調査 解体設計 解体工事					
新設校舎		公募準備 事業者選定 調査		基本設計・ 実施設計		建設		開校

パターン②既存校舎解体・新校舎建設を官民連携手法で実施

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
仮設校舎または仮校舎			設計 建設					
既存校舎解体			公募準備・ 事業者選定 調査	解体設計 解体工事				
新設校舎				基本設計・ 実施設計		建設		開校

1 住民アンケート調査

(1)保護者説明会でのアンケート調査

①実施概要

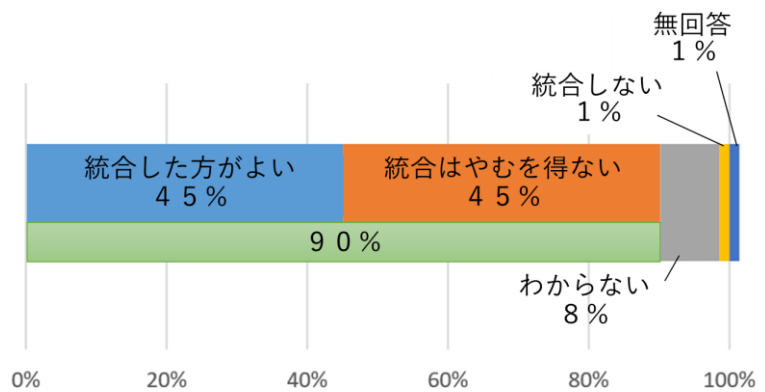
調査方法：令和7年1月14日～17日の4日間に各小学校区で実施した保護者説明会においてアンケートを配布、参加した児童生徒の保護者等から回答を得ました。

回答者：72名

②主な調査結果

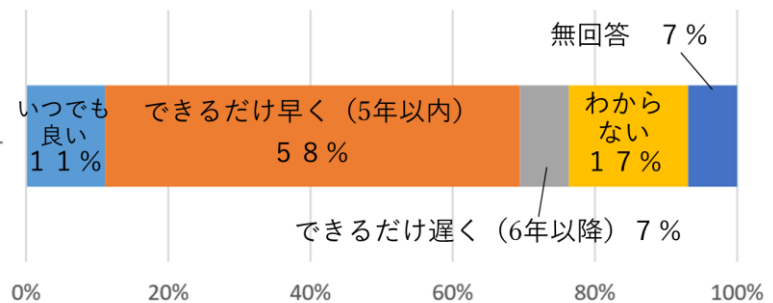
【統合に対する意識】

「統合した方がよい」と「統合はやむを得ない」を合わせると90%となりました。
「統合しない」は、1%でした。



【統合時期】

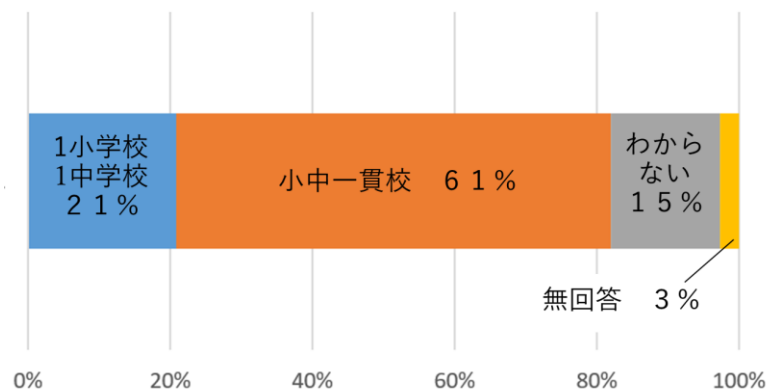
「できるだけ早く（5年以内）」を選んだ方が58%と最も多い結果となり、「いつでもよい」や「できるだけ遅く（6年以降）」を大きく上回りました。



【統合形態】

「小中一貫校」を選択した方が61%という結果となりました。

将来的にさらに減少が見込まれる児童生徒数をみこし、異学年の交流や小1から中3までの9か年の発達を踏まえた指導ができる小中一貫教育に魅力を感じられたのではないかと考えられます。



(2)住民説明会でのアンケート調査

①実施概要

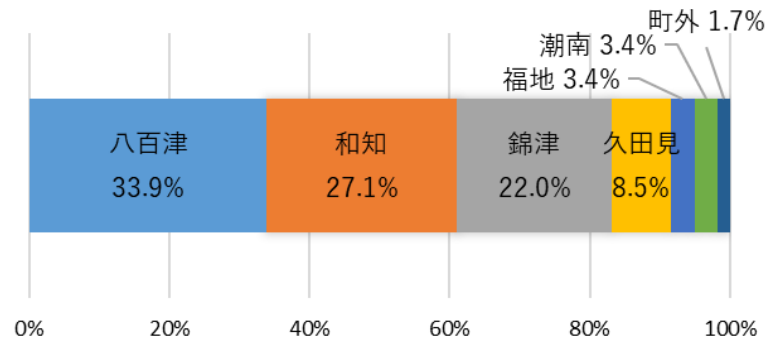
調査方法：令和7年6月14（土）に実施した町民向け説明会においてアンケートを配布、参加者から回答を得ました。

参加者：64名、回答者：59名

②主な調査結果

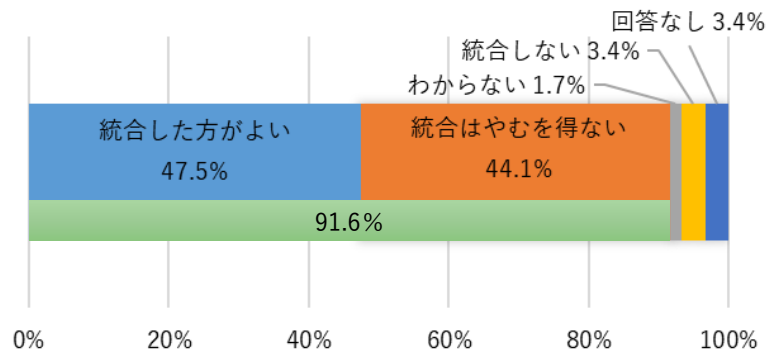
*少数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

【回答者の居住地区】



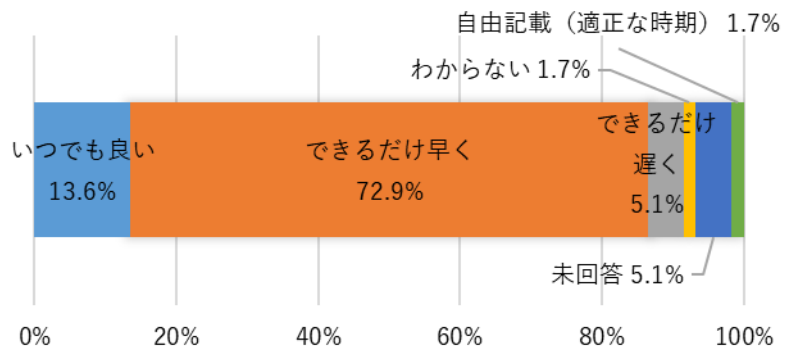
【統合について】

「統合した方がよい」と「統合はやむを得ない」を合わせると91.6%となりました。「統合しない」は、3.4%でした。



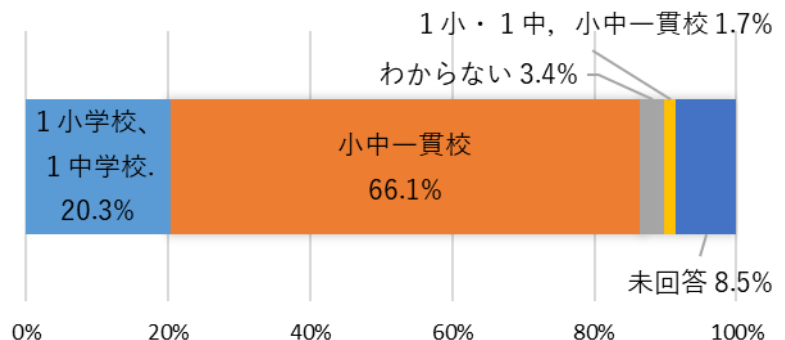
【統合の時期】

「できるだけ早く」を選んだ方が72.9%と最も多い結果となりました。



【統合の形態】

「小中一貫校」を選択した方が66.1%という結果となりました。



2 学校別施設管理費

表 小学校における管理費

(単位：円)

令和6年度分

事業名	内容	八百津小学校	和知小学校	錦津小学校	久田見小学校	小学校計
通学用自動車管理費	運行業務委託料等	6,248,000	0	0	4,136,000	10,384,000
電算管理事務費(経常分)	校務支援システム	231,000	231,000	231,000	231,000	924,000
学校管理費	校医・薬剤師報酬	518,218	522,108	521,370	515,766	2,077,462
	校務員報酬等(報酬・期末・勤勉・通勤)	1,558,299	1,610,842	1,570,942	1,570,942	6,311,026
	校務員共済費(労災・雇用・社会保険・共済・共済事務負担金)	280,958	281,930	281,191	281,191	1,125,270
	管理用消耗品(配当+配当外)	1,420,126	1,327,551	1,214,790	948,304	4,910,771
	燃料費	370,000	180,000	170,000	140,000	860,000
	食糧費	77,931	71,931	73,931	77,931	301,724
	光熱水費等	3,856,200	3,856,200	3,856,200	3,856,200	15,424,800
	一般修繕(配当外+消防設備+プールろ過)	735,500	732,497	744,300	1,247,000	3,459,297
	電話代・郵送代	192,000	175,000	178,000	179,000	724,000
	検査手数料等	314,064	291,154	287,354	307,554	1,200,126
	建物損害保険料	166,253	75,972	48,418	68,267	358,910
	し尿浄化槽維持管理	0	0	0	0	0
	火災報知器保守点検	215,600	79,860	84,700	74,657	454,817
	ホース耐圧試験委託	19,360	27,104	0	19,360	65,824
	体育用具等設備点検	28,600	28,600	28,600	28,600	114,400
	プールろ過装置保守点検	24,200	50,600	50,600	50,600	176,000
	高架水槽清掃業務	0	0	0	0	0
	庭木等管理	25,000	3,058,800	25,000	25,000	3,133,800
	小荷物昇降機保守点検	95,480	95,480	0	104,280	295,240
	電気保安業務	198,000	178,200	178,200	155,760	710,160
	室内空気汚染物質測定	79,200	79,200	59,400	59,400	277,200
	病虫害測定	9,240	9,240	9,240	9,240	36,960
	清掃等	0	0	0	236,720	236,720
	劇物等処理	30,250	30,250	30,250	30,250	121,000
	防犯等業務	205,920	205,920	205,920	205,920	823,680
	事務用機器借上料等	330,660	330,660	330,660	330,660	1,322,640
	テレビ等受信料(ケーブルテレビ・NHK・インターネット)	66,131	66,131	66,131	66,131	264,522
	緊急地震速報装置使用料	6,600	6,600	6,600	6,600	26,400
	電話機借上料	60,888	60,888	60,888	60,888	243,551
	補修材料(砂代)	0	43,120	0	0	43,120
	管理用備品等	333,290	551,650	138,039	228,360	1,251,339
	図書館用図書	140,000	152,000	130,000	114,000	536,000
消防関係	0	7,200	0	0	7,200	
児童用机・椅子購入	122,100	122,100	122,100	122,100	488,400	
教員用机・椅子購入	15,950	15,950	15,950	15,950	63,800	
負担金・補助金	42,070	42,070	42,070	42,070	168,280	
学校振興費	学校支援員報酬等	7,709,880	7,685,682	7,133,166	2,214,343	24,743,071
	教科用消耗品	105,000	90,000	67,000	43,000	305,000
	夢の教室委託料	130,180	130,180	43,394	43,393	347,147
	教材用備品	247,940	141,130	407,220	317,232	1,113,522
総合学習活動費	総合学習活動費	120,000	5,000	9,000	131,480	265,480
合計		18,017,087	14,597,807	10,761,844	15,545,701	58,922,440

表 中学校における管理費

令和6年度分

(単位：円)

事業名	内容	八百津中学校	八百津東部中学校	中学校計
通学用自動車管理費	運行業務委託料等	3,524,632	5,891,368	9,416,000
電算管理事務費(経常分)	校務支援システム	231,000	231,000	462,000
学校管理費	校医・薬剤師報酬	659,700	499,700	1,159,400
	校務員報酬等(報酬・期末・勤勉・通勤)	2,198,368	1,570,942	3,769,311
	校務員共済費(労災・雇用・社会保険・共済・共済事務負担金)	281,898	281,346	563,245
	管理用消耗品(配当+配当外)	1,588,087	667,913	2,256,000
	燃料費	121,350	330,000	451,350
	食糧費	87,485	82,485	169,970
	光熱水費等	4,232,400	4,232,400	8,464,800
	一般修繕(配当外+消防設備+プールろ過)	1,159,499	1,181,290	2,340,789
	電話代・郵送代	233,000	219,000	452,000
	検査手数料等	165,893	135,389	301,282
	建物損害保険料	144,031	87,153	231,184
	し尿浄化槽維持管理	0	0	0
	火災報知器保守点検	121,000	71,874	192,874
	ホース耐圧試験委託	32,912	30,976	63,888
	体育用具等設備点検	14,300	14,300	28,600
	プールろ過装置保守点検	0	0	0
	高架水槽清掃業務	143,000	0	143,000
	庭木等管理	929,120	50,000	979,120
	小荷物昇降機保守点検	95,480	0	95,480
	電気保安業務	228,360	0	228,360
	室内空気汚染物質測定	79,200	59,400	138,600
	病害虫測定	13,860	9,240	23,100
	清掃等	236,500	99,000	335,500
	劇物等処理	146,232	146,231	292,463
	防犯等業務	205,920	205,920	411,840
	事務用機器借上料等	382,800	382,800	765,600
	テレビ等受信料(ケーブルテレビ・NHK・インターネット)	66,131	66,130	132,261
	緊急地震速報装置使用料	6,600	6,600	13,200
	電話機借上料	72,265	72,264	144,529
	補修材料(砂代)	0	0	0
	管理用備品等	0	0	0
	図書館用図書	266,000	95,000	361,000
	消防関係	0	0	0
	児童用机・椅子購入	0	0	0
	教員用机・椅子購入	0	0	0
	負担金・補助金	58,500	58,500	117,000
学校振興費	学校支援員報酬等	6,164,921	359,457	6,524,378
	教科用消耗品	238,000	95,000	333,000
	夢の教室委託料	260,360	130,180	390,540
	教材用備品	650,895	167,440	818,335
総合学習活動費	総合学習活動費	0	30,400	30,400
合計		17,725,524	16,778,222	34,503,745

3 構想策定経緯

(1)八百津町小中学校の今後の在り方検討委員会 開催状況

会議	開催日	主な内容
第1回	令和3(2021)年 6月30日	・小中学校の状況について ・小中学校の適正規模について
第2回	10月13日	・複式学級について ・意見交換
第3回	11月18日	・学校の統合をめぐる全国の状況について ・意見交換
第4回	12月23日	・統合の事例について ・小中一貫校について ・意見交換
第5回	令和4(2022)年 3月23日	・答申書(案)について ・意見交換

八百津町小中学校の今後の在り方検討委員会：

<https://www.town.yaotsu.lg.jp/6679.htm>



二次元コード

(2)八百津町小中学校統合に向けた専門家会議 開催状況

表 八百津町小中学校統合に向けた専門家会議 開催状況

会議	開催日	主な内容
第1回	令和5(2023)年 6月9日	・本会議やこれまでの経緯について ・八百津町小中学校今後の在り方検討委員会答申について ・論点整理、今後の方向性
第2回	8月30日	・学校位置、土砂災害警戒区域等について ・学校間の移動にかかる所要時間について ・今後の児童生徒数について ・山縣市方式について ・学識経験者からの情報提供(小中一貫校について)
視察	12月18日	・北方町立南学園・岐阜市立長良小学校
視察	12月25日	・瑞浪市立瑞浪北中学校
第3回	令和6(2024)年 2月8日	・児童生徒数や不登校の現状について ・視察報告 ・能登半島地震を受けて
第4回	3月21日	・外部学識経験者の提言について

小中学校統合に向けた専門家会議：

<https://www.town.yaotsu.lg.jp/7139.htm>



二次元コード